別添２

第２　屋内消火栓設備

１　機器点検

点検項目				点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法（留意事項は※で示す。）
水源			貯水槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
水源			水量	水位計の機能を調べたのちこれにより確認する。なお、水位計のないものにあっては、マンホールの蓋等を開けて検尺する。	規定の水量が確保されていること。 ※（ｱ）　他の施設・設備と水源を兼用する場合は、必要規定量を算定し確認すること。 （ｲ）　河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、四季を通して常に規定水量が確保できること。
水源			水状	マンホールの蓋等を開け、目視又はバケツ等を用いて採水して確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がなく、使用上支障がないこと。
水源			給水装置	目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認する。 (1) 水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと（又は試験スイッチ）により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること（又は試験スイッチ）により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2) ボールタップを用いるものは、ボールを水中に没すること等により減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
水源			水位計	目視及び次の操作により確認する。 マンホールの蓋等を開け検尺により水位を測定し、水位計用止水弁を閉じ、排水弁を開き水抜きをした後、排水弁を閉じ止水弁を開き水位計の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が適正であること。
水源			圧力計（圧力水槽方式のものに限る。）	目視及び次の操作により確認する。 ゲージコック又はバルブ等を閉じて圧力計の水を抜き、指針の位置を確認し、ゲージコック又はバルブ等を開き指針の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　ゼロ点の位置、指針の作動状況及び指示値が適正であること。
水源			バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
加圧送水	ポンプ方	電動機の	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
加圧送水	ポンプ方	電動機の	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
加圧送水	ポンプ方	電動機の	表示	目視により確認する。	銘板等の表示に不鮮明、脱落等がなく、適正になされていること。

装置	式	制御装置	電圧計及び電流計		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の位置が適正であること。 ウ　電圧計等のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
			開閉器及びスイッチ類		目視、ドライバー等及び開閉器の操作により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
			ヒューズ類		目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
			継電器		目視、ドライバー等及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
			表示灯		目視及びスイッチ等の操作により確認する。	正常に点灯すること。
			結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
			接地		目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
			予備品等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
		起動装置	直接操作部	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
				外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
				表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
				機能	直接操作部を操作することにより確認する。	ア　加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯すること。
			遠隔操作部	周囲の状況	目視により確認する。	ア　周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　操作部が消火栓箱表面あるいは内部又はその直近に設けられていること。
				外形	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
				表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
				機能	押ボタン等（自動火災報知設備の発信機と連動するものにあっては発信機）の操作により確認する。	ア　加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯又は点滅すること。 ※　押ボタン等が自動火災報知設備のＰ型発信機を兼用しているものにあっては、非常ベルが鳴動するので必要な措置を講じたのち行うこと。
			遠隔起動部（易操作性１号消火栓及び２号消火栓に限る。）	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
				外形	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
				機能	開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等により確認する。	ア　確実に加圧送水装置が起動すること。 イ　始動表示灯が点灯又は点滅すること。
			起動用水圧開閉装置	圧力スイッチ	目視及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。

						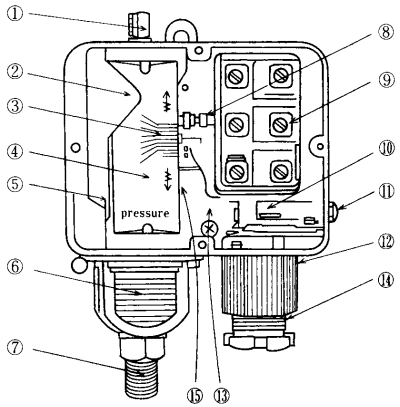 ①設定圧力調整用ボルト　②設定圧力調整用スプリング　③指針　④目盛板　⑤作動用主レバー　⑥ベローズ及びベローズカバー　⑦配管用ネジ　⑧スイッチプッシュ間調整ボルト　⑨マイクロスイッチ　⑩圧力差調整スプリング　⑪圧力差調整ボルト　⑫本体取付用ブラケット　⑬スイッチ操作用連結レバー　⑭配線接続部　⑮作動レバー用ストッパー 第2−1図　圧力スイッチの例
				起動用圧力タンク	目視により確認する。	ア　変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　バルブ類の開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 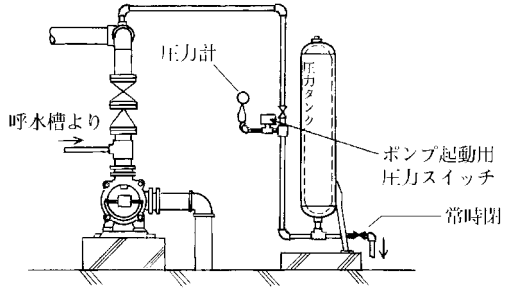 第2−2図　起動用圧力タンクの例
				機　　能	設定圧力値を確認のうえ、排水弁の操作により加圧送水装置を起動させて確認する。	作動圧力値が設計図書のとおりであること。

		電動機	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 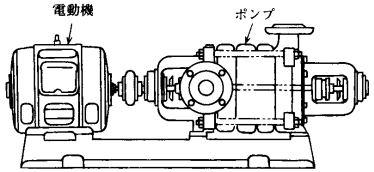 第2−3図　加圧送水装置（ポンプ方式）の例
			回転軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
			軸受部	目視及び手で触れる等により確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
			軸継手	スパナ等により確認する。	緩み等がなく、接合状態が確実であること。
			機能	起動装置の操作により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転方向が正常であること。 ※　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。
		ポンプ	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			回転軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
			軸受部	目視及び潤滑油を採取して確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
			グランド部	目視及び手で触れるなどにより確認する。	著しい漏水がないこと。 ※　グランド部を全く漏水がない状態まで締め付けないこと。
			連成計及び圧力計	(1) ゲージコック又はバルブ等を閉じて水を抜き、指針の位置を確認する。 (2) ゲージコック又はバルブ等を開き、起動装置の操作により確認する。	ア　指針がゼロ点の位置を指すこと。 イ　指針が正常に作動すること。
			性能	ポンプ吐出側に設けられている止水弁を閉じたのち、ポンプを起動させ、性能試験用配管のテスト弁を開放して、流量計、圧力計及び連成計により確認する。	異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、定格負荷運転時における吐出量及び吐出圧力が所定の値であること。
		呼水装置	呼水槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

				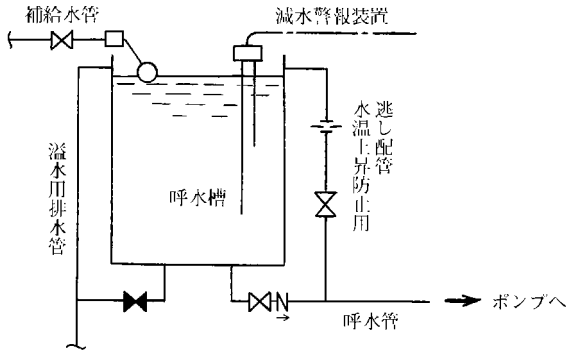 第2−4図　呼水装置
			バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
			自動給水装置	(1) 外形を目視により確認する。 (2) 排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　呼水槽の水量が2分の1に減水するまでの間に作動すること。
			減水警報装置	(1) 外形を目視により確認する。 (2) 補給水弁を閉じ、排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　おおむね2分の1の水量に減水するまでに警報を発すること。
			フート弁	(1) 吸水管を引き上げるか又はワイヤー若しくは鎖等の操作により確認する。 (2) ポンプの呼水漏斗のコックを開くことにより確認する。 (3) ポンプの呼水漏斗を開き、呼水管のバルブを閉止することにより確認する。	ア　吸水に障害となる異物の付着、つまり等がないこと。 イ　呼水漏斗から連続的に溢水すること。 ウ　逆止効果が正常であること。
		性能試験装置		目視及びポンプを起動させることにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　定格負荷運転時の状態が維持されていること。
	高架水槽方式			高架水槽の直近及び最遠の消火栓開閉弁等における静水頭圧を確認する。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。
	圧力水槽方式			排気弁を開放して確認する。 ※　排気弁を開放する場合は、高圧力による危害防止のため、バルブの開放はゆっくり行うこと。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。 ウ　圧力の自然低下防止装置の起動及び停止が確実に行われ、所定の圧力が得られること。
減圧のための措置				減圧弁等を目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がないこと。
配管等			管及び管継手	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

	支持金具及びつり金具		目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
	バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	ろ過装置		目視及び分解して確認する。	ア　本体に変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がないこと。 イ　ろ過網に変形、損傷、著しい腐食、漏れ、異物のたい積等がないこと。 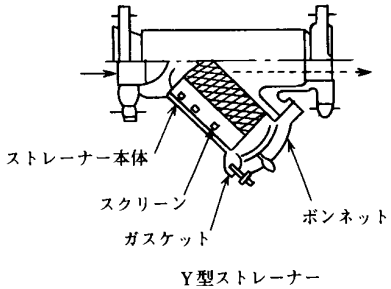 第2−5図　ろ過装置の例
	逃し配管		ポンプを締切運転させて、排水量を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がなく、逃し水量が適正であること。 イ　逃し水量が次式で求めた量以上又は認定時における申請流量以上であること。 $q = \frac{4Ls \cdot C}{\Delta t}$ q　：逃し水量（ℓ/min） Ls　：ポンプ締切運転時出力（kW） C　：3.6MJ（1kW時あたりの水の発熱量） Δt　：30℃（ポンプ内部の水温上昇限度） ※　逃し水量は、設置時の量と比較して著しい差がないこと。
屋内消火栓箱等	消火栓箱	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形	目視及び扉の開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　扉の開閉が容易で、確実にできること。
		表示	目視により確認する。	消火栓である旨の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。
	ホース及びノズル　外形	1号消火栓	ホースを消火栓箱から取り出して、目視及び手で操作することにより確認する。	ア　必要本数が所定の位置に正常に収納されていること。 イ　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 ウ　接続部の着脱が容易にできること。
		易操作性1号消火栓・2号消火栓	ホースを消火栓箱から取り出して、目視及び手で操作することにより確認する。	ホース、ノズル及びノズルの手元開閉装置に変形、損傷、著しい腐食等がなく、正常に収納されていること。

		操作性（易操作性1号消火栓及び2号消火栓に限る。）	一人でホースの延長操作及び格納を行うことにより確認する。	ア　ノズルの手元開閉装置の操作が容易にできること。 イ　ホースの延長、格納等が容易にできること。
		ホースの耐圧性能（ホース（易操作性1号消火栓及び2号消火栓のホースを除く。）の製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。）	ホースの端末部に充水し、耐圧試験機等により所定の水圧を5分間かけて確認する。 ※①　加圧する前に結合金具等の接続状態が適正であることを十分に確認すること。 ②　空気の残留がないことを確認してから加圧すること。 ③　所定の水圧は、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和43年自治省令第27号）によりホースの種類に応じて定められた使用圧とすること。 ④　危険防止対策を講じた後、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に加圧すること。	変形、損傷等がなく、ホース及び金具との接続部から著しい漏水等がないこと。 ※　著しい漏水は、噴水状の漏水又は継続する滴下が生じる状態を目安にすること。
	消火栓開閉弁		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉操作が容易にできること。
	表示灯		目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ　取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。
	始動表示灯		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。
	使用方法の表示		目視により確認する。	ア　適正に取り付けられていること。 イ　表示内容が適正であり、汚損、不鮮明を部分がないこと。
耐震措置			貯水槽、配管、加圧送水装置等の据付支持等を目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隔、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

2　総合点検

<table>
<tr><th colspan="3">点　検　項　目</th><th>点検方法（留意事項は※で示す。）</th><th>判　定　方　法（留意事項は※で示す。）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">ポンプ方式</td><td rowspan="4">起動性能等</td><td>加圧送水装置</td><td rowspan="4">非常電源に切り替えた状態で、直接操作部の起動装置又は遠隔起動装置の操作により機能を確認する。
※病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。</td><td>加圧送水装置が確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td>表示、警報等</td><td>表示、警報等が適正に行われること。</td></tr>
<tr><td>電動機の運転電流</td><td>電動機の運転電流値が許容範囲内であること。</td></tr>
<tr><td>運　転　状　況</td><td>運転中に不規則若しくは不連続な雑音異常な振動又は発熱等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">放　水　圧　力</td><td>任意の屋内消火栓により確認する。
(1) 棒状放水の測定は、第2−6図の例に示すように放水時のノズル先端から口径の2分の1離れた位置で、かつ、ピトー管先端の中心線と放水流が一致する位置にピトー管の先端がくるようにして、圧力計の指示値を読む。
 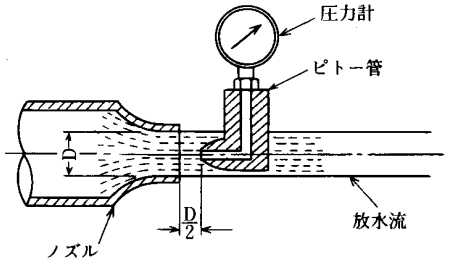

第2−6図　棒状放水の測定例
(2) ピトー管により測定できないもの又は噴霧ノズル放水の測定にあっては、第2−7図の例に示すようにホース結合金具とノズルの間に圧力計を取り付けた管路媒介金具を結合して放水し、放水時の圧力計の指示値を読む。なお、棒状・噴霧併用ノズルの場合は、棒状放水状態で測定する。
 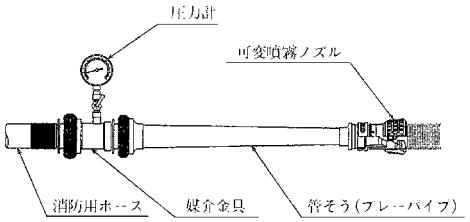

第2−7図　噴霧ノズル放水の測定例</td><td>ア　1号消火栓にあっては0.17MPa以上0.7MPa以下、2号消火栓にあっては0.25MPa以上0.7MPa以下であること。
イ　ホース等からの著しい漏水がないこと。
※　開閉弁の開放、消防用ホースの延長等と連動して起動する方式のものは、点検後、消火栓開閉弁を閉止して、ホース内の水を排水し、かつ、ノズルの手元開閉装置を閉止して収納すること。</td></tr>
</table>

	放　　水　　量	放水量は、次の式により算定し確認する。 $Q = KD^2\sqrt{10P}$ Q：放水量（ℓ/min） D：ノズル径（mm） P：放水圧力（MPa） K：定数（1 号消火栓（開閉弁の開放、消防用ホースの延長等と連動して起動する方式のものを除く。）にあっては、0.653 とし、それ以外の消火栓にあっては、その形式により指定された定数を用いる。）	1 号消火栓（易操作性 1 号消火栓を含む。）にあっては 130ℓ/min 以上、2 号消火栓にあっては 60ℓ/min 以上であること。
	減圧のための措置	加圧送水装置の直近及び最遠の消火栓の開放操作により確認する。	放水圧力は、1 号消火栓にあっては 0.17MPa 以上 0.7MPa 以下、2 号消火栓にあっては 0.25MPa 以上 0.7MPa 以下であること。
高架水槽方式・圧力水槽方式	放　　水　　圧　　力	任意の屋内消火栓により確認する。 (1) 棒状放水の測定は、第 2－6 図の例に示すように放水時のノズル先端から口径の 2 分の 1 離れた位置で、かつ、ピトー管先端の中心線と放水流が一致する位置にピトー管の先端がくるようにして、圧力計の指示値を読む。 (2) ピトー管により測定できないもの又は噴霧ノズル放水の測定にあっては、第 2－7 図の例に示すようにホース結合金具とノズルの間に圧力計を取り付けた管路媒介金具を結合して放水し、放水時の圧力計の指示値を読む。なお、棒状・噴霧併用ノズルの場合は、棒状放水状態で測定する。	ア　1 号消火栓にあっては 0.17MPa 以上 0.7MPa 以下、2 号消火栓にあっては 0.25MPa 以上 0.7MPa 以下であること。 イ　ホース等からの著しい漏水がないこと。
	放　　水　　量	放水量は、次の式により算定し確認する。 $Q = KD^2\sqrt{10P}$ Q：放水量（ℓ/min） D：ノズル径（mm） P：放水圧力（MPa） K：定数（1 号消火栓（開閉弁の開放、消防用ホースの延長等と連動して起動する方式のものを除く。）にあっては、0.653 とし、それ以外の消火栓にあっては、その形式により指定された定数を用いる。）	1 号消火栓（易操作性 1 号消火栓を含む。）にあっては 130ℓ／min 以上、2 号消火栓にあっては、60ℓ／min 以上であること。
	減圧のための措置	加圧送水装置の直近及び最遠の消火栓の開放操作により確認する。	放水圧力は、1 号消火栓にあっては 0.17MPa 以上 0.7MPa 以下、2 号消火栓にあっては 0.25MPa 以上 0.7MPa 以下であること。

第３　スプリンクラー設備

１　機器点検

点　検　項　目		点検方法（留意事項は※で示す。）	判　定　方　法（留意事項は※で示す。）
水　源（水道の用に供する水管を水源とするものを除く。）	貯　水　槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
	水　量	水位計の機能を調べたのちこれにより確認する。なお、水位計のないものにあっては、マンホールの蓋等を開けて検尺する。	規定の水量が確保されていること。 ※（ｱ）　他の施設・設備と水源を兼用する場合は、必要規定量を算定し確認すること。 （ｲ）　河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、四季を通して常に規定水量が確保できること。
	水　状	マンホールの蓋等を開け、目視又はバケツ等を用いて採水して確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がなく、使用上支障がないこと。
	給　水　装　置	目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認する。 (1) 水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと（又は試験スイッチ）により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること（又は試験スイッチ）により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2) ボールタップを用いるものは、ボールを水中に没すること等により減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
	水　位　計	目視及び次の操作により確認する。 マンホールの蓋等を開け検尺により水位を測定し、水位計用止水弁を閉じ、排水弁を開き水抜きをした後、排水弁を閉じ止水弁を開き水位計の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が適正であること。
	圧力計（圧力水槽方式のものに限る。）	目視及び次の操作により確認する。 ゲージコック又はバルブ等を閉じて圧力計の水を抜き、指針の位置を確認し、ゲージコック又はバルブ等を開き指針の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　ゼロ点の位置、指針の作動状況及び指示値が適正であること。
	バ　ル　ブ　類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。

加圧送水装置	ポンプ方式	電動機・内燃機関の制御装置	周囲の状況			目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
			外形			目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			表示			目視により確認する。	銘板等の表示に不鮮明、脱落等がなく、適正になされていること。
			電圧計及び電流計			目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の位置が適正であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
			回転計			目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の位置が適正であること。
			開閉器及びスイッチ類			目視、ドライバー等及び開閉器の操作により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
			ヒューズ類			目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
			継電器			目視、ドライバー等及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
			表示灯			目視及びスイッチ等の操作により確認する。	正常に点灯すること。
			結線接続			目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
			接地			目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
			予備品等			目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
		起動装置	手動式起動操作部		周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
					外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
					表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
					機能	(1) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるものについては、次により確認する。 一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側の止水弁を閉止し、直接操作部及び遠隔操作部であるバルブ及びスイッチ類を操作することにより確認する。	ア　バルブ等の操作が容易であり、加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯すること。
						(2) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものについては、直接操作により確認する。	ア　加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯又は点滅すること。
			自動式起動装置	起動用水圧開閉装置	圧力スイッチ	目視及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。
					起動用圧力タンク	目視により確認する。	ア　変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　バルブ類の開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。

					機　能	設定圧力値を確認のうえ、排水弁の操作により加圧送水装置を起動させて確認する。	作動圧力値が設計図書のとおりであること。
				火災感知装置	感知器	感知器の機能は、自動火災報知設備の点検要領に準じて行い、感知器の作動により加圧送水装置の起動を確認する。なお、予作動式にあっては、流水検知装置二次側の止水弁を閉止し感知器を作動させ流水検知装置開放用のバルブ等（電動バルブ等）が作動したのを確認した後、排水弁を開放し加圧送水装置の起動を確認する。	ア　感知器は自動火災報知設備の点検要領に準じて判定すること。 イ　加圧送水装置が確実に起動すること。
					閉鎖型スプリンクラーヘッド	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。 ウ　ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。 エ　ヘッドに塗装、異物の付着等がないこと。 オ　ヘッドに保護カバーが設置されているものにあっては、保護カバーに変形、損傷、脱落等がないこと。
		電動機・内燃機関	外形			目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			回転軸			手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
			軸受部			目視及び手で触れる等により確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
			軸継手			スパナ等により確認する。	緩み等がなく、接合状態が確実であること。
			燃料			目視等により確認する。	ア　著しい汚れ、変質、異物の混入等がないこと。 イ　必要量が満たされていること。
			機能			起動装置の操作により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転方向が正常であること。 ※　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。
		ポンプ	外形			目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			回転軸			手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
			軸受部			目視及び潤滑油を採取して確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
			グランド部			目視及び手で触れるなどにより確認する。	著しい漏水がないこと。 ※グランド部を全く漏水が無い状態まで締め付けないこと。
			連成計及び圧力計			(1) ゲージコック又はバルブ等を閉じて水を抜き、指針位置を確認する。 (2) ゲージコック又はバルブ等を開き、起動装置の操作により確認する。	ア　指針がゼロ点の位置を指すこと。 イ　指針が正常に作動すること。

			性能	ポンプ吐出側に設けられている止水弁を閉じたのち、ポンプを起動させ、性能試験用配管のテスト弁を開放して、流量計、圧力計及び連成計により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、定格負荷運転時における吐出量及び吐出圧力が所定の値であること。
		呼水装置	呼水槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。
			バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
			自動給水装置	(1) 外形を目視により確認する。 (2) 排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　呼水槽の水量が２分の１に減水するまでの間に作動すること。
			減水警報装置	(1) 外形を目視により確認する。 (2) 補給水弁を閉じ、排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　おおむね２分の１の水量に減水するまでに警報を発すること。
			フート弁	(1) 吸水管を引き上げるか又はワイヤ若しくは鎖等の操作により確認する。 (2) ポンプの呼水漏斗のコックを開くことにより確認する。 (3) ポンプの呼水漏斗を開き、呼水管のバルブを閉止することにより確認する。	ア　吸水に障害となる異物の付着、つまり等がないこと。 イ　呼水漏斗から連続的に溢水すること。 ウ　逆止効果が正常であること。
		性能試験装置		目視及びポンプを起動させることにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　定格負荷運転時の状態が維持されていること。
		補助水槽	貯水槽	外部から目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
			水状	蓋等を開け、目視又はバケツ等を用いて採水して確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がなく、使用上支障がないこと。
			給水装置	目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認する。 (1) 水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと（又は試験スイッチ）により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること（又は試験スイッチ）により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2) ボールタップを用いるものは、ボールを水中に没すること等により減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。

			バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	高架水槽方式			高架水槽の直近及び最遠の末端試験弁又は一斉開放弁若しくは手動式開放弁の一次側配管における静水頭圧を確認する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定することができる装置の圧力計の指示値を基に計算すること。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。
	圧力水槽方式			排気弁を開放して確認する。 ※　排気弁を開放する場合は、高圧力による危害防止のため、バルブの開放はゆっくり行うこと。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。 ウ　圧力の自然低下防止装置の起動及び停止が確実に行われ、所定の圧力が得られること。
減圧のための措置				減圧弁等を目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がないこと。
配管等		管及び管継手		目視により確認する。なお、乾式又は予作動式にあっては、流水検知装置一次側の止水弁を閉止した後、末端試験弁の圧力計で監視空気圧を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。 ウ　指示値が適正であること。
		支持金具及びつり金具		目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
		バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
		ろ過装置		目視及び分解して確認する。	ア　本体に変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がないこと。 イ　ろ過網に変形、損傷、著しい腐食、異物のたい積等がないこと。
		逃し配管		加圧送水装置を締切運転させて確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。 イ　逃し水量が次式で求めた量以上又は認定時における申請流量以上であること。 $q = \frac{4Ls \cdot C}{\Delta t}$ q　：逃し水量（ℓ／min） Ls　：ポンプ締切運転時出力（kW） C　：3.6MJ（1kW時当たりの水の発熱量） Δt　：30℃（ポンプ内部の水温上昇限度）
		流水検知装置二次側配管（乾式又は予作動式のものに限る。）		目視及び流水検知装置の制御弁を閉止後、試験弁又は排水弁等を開放することにより確認する。	ア　排水が適正に行われていること。 イ　予作動式のもの等二次側に圧力の設定を必要とする場合にあっては、設定値どおりであること。 ※　点検及び点検終了後の復元については、当該設備の構造及び機能に熟知した者が行うこと。

	標識	目視により確認する。	ア　制御弁及び末端試験弁である旨及び開閉状態を示す標識が適正に設けられていること。 イ　損傷、脱落、汚損等がないこと。
送水口	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近に支障となるものがなく、送水活動に障害となるものがないこと。
	外形	目視及びホースの差込み金具又はねじ式金具の着脱操作により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、パッキンの老化等がなく、異物が入っていないこと。 イ　ホース等の着脱が容易であること。 ウ　差込み式のものにあっては、爪部分、スプリング部分等に錆等がないこと。また、ねじ式のものにあっては、ねじ山のつぶれ等がないこと。 エ　保護具が設けてあるものにあっては、保護具の変形、損傷等がないこと。
	標識	目視により確認する。	ア　スプリンクラー設備用送水口である旨及び送水圧力範囲を表示した標識が適正に設けられていること。 イ　損傷、脱落、汚損等がないこと。
スプリンクラーヘッド	外形	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	感熱障害	目視により確認する。	ア　ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。 イ　ヘッドに塗装、異物の付着等がないこと。 ウ　ヘッドに保護カバーが設置されているものにあっては、保護カバーに変形、損傷、脱落等がないこと。
	散水分布障害	目視により確認する。	ア　ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。 イ　ヘッドに保護カバーが設置されているものにあっては、保護カバーに変形、損傷、脱落等がないこと。
	未警戒部分	目視により確認する。	間仕切り、たれ壁、ダクト、棚等の変更、増設、新設等によってヘッドが設けられていない未警戒部分がないこと。 間仕切の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド（平面図） 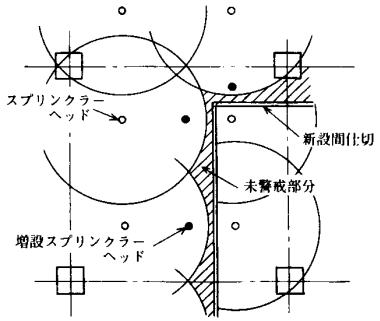

			間仕切又はたれ壁の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド（断面図） 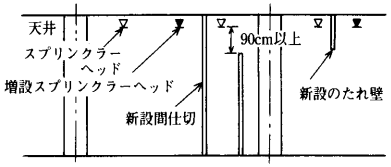 ダクト又は棚の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド（断面図） 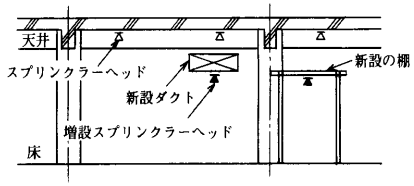 第3－1図　未警戒部分の例
	適応性	目視により確認する。	使用目的の変更によりヘッドの標示温度に影響を及ぼす室温の変更等がなく、設置場所に適応するヘッドが設けられていること。
流水検知装置及び圧力検知装置	バルブ本体及び附属品	(1) 目視により確認する。 (2) 検知装置の試験弁又は末端試験弁の操作により、バルブ本体、附属バルブ類、圧力計等の機能を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。 エ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	リターディング・チャンバー	(1) 目視により確認する。 (2) オートドリップ等による排水、遅延作用を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　オートドリップ等による排水が有効であること。 ウ　遅延作用が適正であること。
	圧力スイッチ	(1) 目視及びドライバー等により確認する。 (2) 作動圧力値を確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。 ウ　設定圧力値どおりに作動すること。
	音響警報装置及び表示装置	検知装置の試験弁又は末端試験弁の操作により確認する。 ※　乾式又は予作動式にあっては、流水検知装置一次側の止水弁を閉止して行うこと。	ア　ベル、サイレン、ゴング等の鳴動等が確実に行われること。 イ　表示灯等に損傷等がなく、確実に表示されること。
	減圧警報装置	制御弁及び加圧弁を閉じた後、排水弁又は排気弁等の開放操作により減圧させ、設定圧力における警報を確認する。	ア　作動圧力が適正であること。 イ　警報が確実に行われること。

一斉開放弁（電磁弁等を含む。）			(1) 目視及びドライバー等により確認する。 (2) 一斉開放弁の二次側の止水弁を閉止するとともに排水弁を開放し、手動式起動操作部の操作により機能を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がないこと。 イ　一斉開放弁が確実に開放し、放水されること。
排水設備（放水型ヘッドを用いるスプリンクラー設備に限る。）			目視により確認する。	損傷、つまり、排水の障害となる物品の放置等がなく、排水が確実に行われること。
補助散水栓箱等	補助散水栓箱	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
		外形	目視及び扉の開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　扉の開閉が容易で、確実にできること。
		表示	目視により確認する。	「消火用散水栓」又は「消火栓」の表示が適正であること。
	ホース及びノズル	外形	ホースを補助散水栓箱等から取り出して、目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　正常に収納されていること。
		操作性	一人でホースの延長操作及び格納を行い確認する。	ア　ノズルの手元開閉装置の操作が容易にできること。 イ　ホースの延長、格納が容易にできること。
	補助散水栓開閉弁		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉操作が容易にできること。 ※　点検後、補助散水栓開閉弁を閉止して、ホース内の水を排出し、かつ、ノズルの手元開閉装置を閉止して収納すること。
	表示灯		目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 イ　取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。
	使用方法の表示		目視により確認する。	ア　適正に取り付けられていること。 イ　表示内容が適正であり、汚損、不鮮明な部分がないこと。
耐震措置			貯水槽、配管、加圧送水装置等の据付支持等を目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

2　総合点検

<table>
<tr><th colspan="4">点　検　項　目</th><th>点検方法（留意事項は※で示す。）</th><th>判　定　方　法（留意事項は※で示す。）</th></tr>
<tr><td rowspan="10">閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備</td><td rowspan="7">ポンプ方式</td><td rowspan="4">起動性能等</td><td>加圧送水装置</td><td rowspan="10">(1) 非常電源に切り替えた状態で、加圧送水装置から最遠及び任意の区域における末端試験弁の開放操作により機能を確認する。ただし、任意の区域の点検は、点検のつど異なる区域で行う。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては放水圧力及び放水量を測定できる装置を用いて又は自動火災報知設備の感知器の作動との連動により機能を確認する。
※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合又は特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、常用電源で点検することができるものとする。
(2) 放水圧力は、末端試験弁を開放し加圧送水装置が起動した後、圧力計の指示値を確認する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定できる装置を用いて又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して加圧送水装置を起動させた後、当該装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。
①　末端試験弁に設けられているスプリンクラーヘッドと同等の放水性能を有するオリフィスを使用して試験する。
 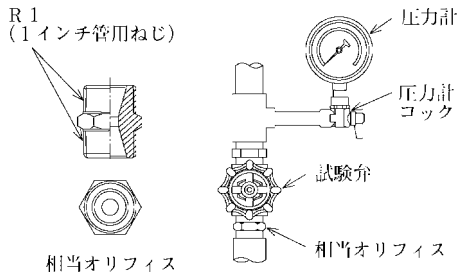

第3－2図　末端試験弁のオリフィスの取り付け方法の例
②　乾式にあっては、流水検知装置二次側の止水弁を閉止し、試験弁又は排水弁の操作により確</td><td>加圧送水装置が確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td>表示、警報等</td><td>表示、警報等が適正に行われること。</td></tr>
<tr><td>電動機の運転電流</td><td>電動機の運転電流値が許容範囲内であること。</td></tr>
<tr><td>運転状況</td><td>運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">放水圧力</td><td>末端試験弁における放水圧力が0.1MPa以上1MPa以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、末端試験弁又は放水圧力及び放水量を測定できる装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力が0.02MPa以上1MPa以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては0．05MPa以上1MPa以下））であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">減圧のための措置</td><td>放水圧力が0.1MPa以上1MPa以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては放水圧力が0.02MPa以上1MPa以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては0．05MPa以上1MPa以下））であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">高架水槽方式及び圧力水槽方式</td><td colspan="2">表示、警報等</td><td>表示、警報等が適正に行われること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">放水圧力</td><td>末端試験弁における放水圧力が0.1MPa以上1MPa以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、末端試験弁又は放水圧力及び放水量を測定できる装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力が0.02MPa以上1MPa以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては0．05MPa以上1MPa以下））であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">減圧のための措置</td><td>放水圧力が0.1MPa以上1MPa以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力が0.02MPa以上1MPa以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては0．05MPa以上1MPa以下））であること。</td></tr>
</table>

			認する。 ③　予作動式にあっては、流水検知装置二次側の止水弁を閉止し、感知器を作動させ、電動バルブ等が作動したのを確認した後、試験弁又は排水弁を開放し、加圧送水装置の起動を確認する。 (3) 加圧送水装置の直近及び最遠の末端試験弁の開放操作等により加圧送水装置を起動させ、最遠について末端試験弁の圧力計で、直近については流水検知装置の圧力計又は流水検知装置を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては末端試験弁の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力で確認する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定できる装置を用いて又は自動火災報知設備の感知器の作動との連動により加圧送水装置を起動させ、最遠及び直近について当該装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。	
	水道連結方式	放水圧力	(1)　放水圧力は末端試験弁を開放し、圧力計の指示値を確認する。なお、末端試験弁を設けない場合は放水圧力及び放水量を測定できる装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。 (2)　減圧のための措置は、水源の直近及び最遠の末端試験弁の開放操作等により、最遠について末端試験弁の圧力計で、直近については流水検知装置の圧力計又は流水検知装置を設けない場合にあっては末端試験弁の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力で確認する。なお、末端試験弁を設けないものにあっては、最遠及び直近について当該装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。	末端試験弁、放水圧力及び放水量を測定できる装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力が 0.02MPa 以上 1MPa 以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては 0．05MPa 以上 1MPa 以下）であること。
		減圧のための措置		放水圧力が 0.02MPa 以上 1MPa 以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては 0．05MPa 以上 1MPa 以下）であること。

<table>
<tr><td rowspan="11">開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備</td><td rowspan="7">ポンプ方式</td><td rowspan="4">起動性能等</td><td>加圧送水装置</td><td rowspan="7">(1) 非常電源に切り替えた状態で、任意の一の区域において次の操作により確認する。ただし、任意の区域の点検は、点検のつど異なる区域で行う。
① 一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側の止水弁を閉止し、点検用排水弁を開放する。
② 手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により加圧送水装置を起動させる。
※ 病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合又は特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、常用電源で点検することができるものとする。
(2) 減圧のための措置は、加圧送水装置の直近及び最遠の末端試験弁の開放操作等により加圧送水装置を起動させ、最遠について末端試験弁の圧力計で、直近については流水検知装置の圧力計又は流水検知装置を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては末端試験弁の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力で確認する。なお、末端試験弁を設けない特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力及び放水量を測定できる装置を用いて又は自動火災報知設備の感知器の作動との連動により加圧送水装置を起動させ、最遠及び直近について当該装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。</td><td>加圧送水装置が確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td>表示、警報等</td><td>表示、警報等が適正に行われること。</td></tr>
<tr><td>運転電流</td><td>電動機の運転電流値が許容範囲内であること。</td></tr>
<tr><td>運転状況</td><td>運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">一斉開放弁</td><td>確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">減圧のための措置</td><td>放水圧力が 0.1MPa 以上 1MPa 以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力が 0.02MPa 以上 1MPa 以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては 0.05MPa 以上 1MPa 以下））であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">高架水槽方式及び圧力水槽方式</td><td colspan="2">表示、警報等</td><td>表示、警報等が適正に行われること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">一斉開放弁</td><td>確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">減圧のための措置</td><td>放水圧力が 0.1MPa 以上 1MPa 以下（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、放水圧力が 0.02MPa 以上 1MPa 以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては 0.05MPa 以上１MPa 以下））であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水道連結方式</td><td colspan="2">一斉開放弁</td><td rowspan="2">(1) 任意の一の区域において一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側の止水弁を閉止し、点検用排水弁の開放操作により確認する。ただし、任意の区域の点検は、点検のつど異なる区域で行う。
(2) 減圧のための措置は、水源の直近及び最遠の末端試験弁の開放操作等により、最遠について末端試験弁の圧力計で、直近については流水検知装置の圧力計又は流水検知装置を設けない場合にあっては末端試験弁の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力で確認する。なお、末端試験弁を設けないものにあっては、最遠及び直近について当該装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。</td><td>確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">減圧のための措置</td><td>放水圧力が 0.02MPa 以上１ＭＰａ以下（壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては 0．05ＭＰａ以上１ＭＰａ以下）であること。</td></tr>
</table>

補助散水栓	ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置	(1) 非常電源に切り替えた状態で、補助散水栓の開放操作等により機能を確認する。 ※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。 (2) 放水圧力は、任意の補助散水栓により確認する。 ①　棒状放水の測定は、第3－3図の例に示すように放水時のノズル先端から口径の2分の1離れた位置で、かつ、ピトー管先端の中心線と放水流が一致する位置にピトー管の先端がくるようにして、圧力計の指示値を読む。 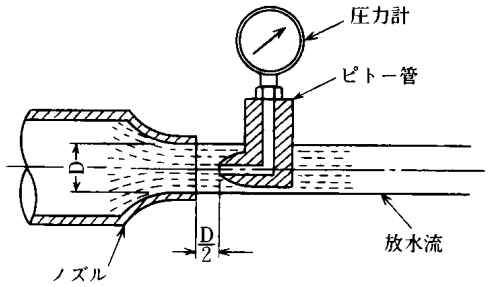 第3－3図　棒状放水の測定例 ②　ピトー管により測定できないもの又は噴霧ノズル放水の測定にあっては、第3－4図の例に示すようにホース結合金具とノズルの間に圧力計を取り付けた管路媒介金具を結合して放水し、放水時の圧力計の指示値を読む。なお、棒状・噴霧併用ノズルの場合は、棒状放水状態で測定する。	加圧送水装置が確実に作動すること。
			表示、警報等		表示、警報等が適正に行われること。
			電動機の運転電流		電動機の運転電流値が許容範囲内であること。
			運転状況		運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。
		放水圧力			ア　放水圧力が0.25MPa以上1MPa以下であること。 イ　ホース等からの著しい漏水がないこと。
		放水量			放水量が60ℓ/min以上であること。
		減圧のための措置			放水圧力が0.25MPa以上1MPa以下であること。
	高架水槽方式及び圧力水槽方式	表示、警報等			表示、警報等が適正に行われること。
		放水圧力			ア　放水圧力が0.25MPa以上1MPa以下であること。 イ　ホース等からの著しい漏水がないこと。
		放水量			放水量が60ℓ/min以上であること。
		減圧のための措置			放水圧力が0.25MPa以上1MPa以下であること。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>
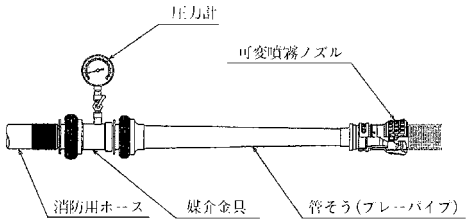

第３－４図　噴霧ノズル放水の測定
(3) 放水量は、次式により算定する。
$Q = KD^2\sqrt{10P}$
Ｑ：放水量（ℓ/min）
Ｄ：ノズル径（mm）
Ｐ：放水圧力（MPa）
Ｋ：定数（補助散水栓は形式により指定された定数を用いること）
(4) 減圧のための措置は、加圧送水装置の直近及び最遠の補助散水栓の開閉弁の開放操作等により確認する。
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

第４　水噴霧消火設備

１　機器点検

点検項目		点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
水源	貯水槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
	水量	水位計の機能を調べたのちこれにより確認する。 なお、水位計のないものにあっては、マンホールの蓋等を開けて検尺する。	規定の水量が確保されていること。 ※（ｱ）　他の施設・設備と水源を兼用する場合は、必要規定量を算定し確認すること。 （ｲ）　河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、四季を通して常に規定水量が確保できること。
	水状	マンホールの蓋等を開け、目視又はバケツ等を用いて採水して確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がなく、使用上支障がないこと。
	給水装置	目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認する。 (1) 水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと（又は試験スイッチ）により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること（又は試験スイッチ）により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2) ボールタップを用いるものは、ボールを水中に没すること等により減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
	水位計	目視及び次の操作により確認する。 マンホールの蓋等を開け検尺により水位を測定し、水位計用止水弁を閉じ、排水弁を開き水抜きをした後、排水弁を閉じ止水弁を開き水位計の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が適正であること。
	圧力計（圧力水槽方式のものに限る。）	目視及び次の操作により確認する。 ゲージコック又はバルブ等を閉じて圧力計の水を抜き、指針の位置を確認し、ゲージコック又はバルブ等を開き指針の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　ゼロ点の位置、指針の作動状況及び指示値が適正であること。
	バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。

加圧送水装置	ポンプ方式	電動機の制御装置	周囲の状況			目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
			外形			目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			表示			目視により確認する。	銘板等の表示に不鮮明、脱落等がなく、適正になされていること。
			電圧計及び電流計			目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の位置が適正であること。 ウ　電圧計等のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
			開閉器及びスイッチ類			目視、ドライバー等及び開閉器の操作により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
			ヒューズ類			目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
			継電器			目視、ドライバー等及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
			表示灯			目視及びスイッチ等の操作により確認する。	正常に点灯すること。
			結線接続			目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
			接地			目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
			予備品等			目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
		起動装置	手動式起動操作部		周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
					外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
					表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
					機能	一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側の止水弁を閉止し、直接操作及び遠隔操作により確認する。	ア　バルブ等の操作が容易であり、加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯すること。
			自動式起動装置	起動用水圧開閉装置	圧力スイッチ	目視及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。
					起動用圧力タンク	目視により確認する。	ア　変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　バルブ類の開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。
					機能	設定圧力値を確認のうえ、排水弁の操作により加圧送水装置を起動させて確認する。	作動圧力値が設計図書のとおりであること。
				火災感知装置	感知器	感知器の機能は、自動火災報知設備の点検要領に準じて行い、感知器の作動により加圧送水装置の起動を確認する。	ア　感知器は自動火災報知設備の点検要領に準じて判定すること。 イ　加圧送水装置が確実に起動すること。

					閉鎖型スプリンクラーヘッド	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。 ウ　ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。 エ　ヘッドに塗装、異物の付着等がないこと。 オ　ヘッドに保護カバーが設置されているものにあっては、保護カバーに変形、損傷、脱落等がないこと。
		電動機	外形			目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			回転軸			手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
			軸受部			目視及び手で触れる等により確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
			軸継手			スパナ等により確認する。	緩み等がなく、接合状態が確実であること。
			機能			起動装置の操作により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転方向が正常であること。 ※　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。
		ポンプ	外形			目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			回転軸			手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
			軸受部			目視及び潤滑油を採取して確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
			グランド部			目視及び手で触れるなどにより確認する。	著しい漏水がないこと。 ※　グランド部を全く漏水がない状態まで締め付けないこと。
			連成計及び圧力計			(1) ゲージコック又はバルブ等を閉じて水を抜き、指針の位置を確認する。 (2) ゲージコック又はバルブ等を開き、起動装置の操作により確認する。	ア　指針がゼロ点の位置を指すこと。 イ　指針が正常に作動すること。
			性能			ポンプ吐出側に設けられている止水弁を閉じたのち、ポンプを起動させ、性能試験用配管のテスト弁を開放して、流量計、圧力計及び連成計により確認する。	異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、定格負荷運転時における吐出量及び吐出圧力が所定の値であること。
		呼水装	呼水槽			目視により確認する。	著しい発熱、変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。
			バルブ類			目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
			自動給水装置			(1) 外形を目視により確認する。 (2) 排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　呼水槽の水量が２分の１に減水するまでの間に作動すること。
			減水警報装置			(1) 外形を目視により確認する。 (2) 補給水弁を閉じ、排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　おおむね２分の１の水量に減水するまでに警報を発すること。

	置	フート弁	(1) 吸水管を引き上げるか又はワイヤー若しくは鎖等の操作により確認する。 (2) ポンプの呼水漏斗のコックを開くことにより確認する。 (3) ポンプの呼水漏斗を開き、呼水管のバルブを閉止することにより確認する。	ア　吸水に障害となる異物の付着、つまり等がないこと。 イ　呼水漏斗から連続的に溢水すること。 ウ　逆止効果が正常であること。
	性能試験装置		目視及びポンプを起動させることにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　定格負荷運転時の状態が維持されていること。
高架水槽方式			高架水槽の直近及び最遠の試験弁又は一斉開放弁若しくは手動式開放弁の一次側配管における静水頭圧を確認する。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。
圧力水槽方式			排気弁を開放して機能を確認する。 ※　排気弁を開放する場合は、高圧力による危害防止のため、バルブの開放はゆっくり行うこと。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。 ウ　圧力の自然低下防止装置の起動及び停止が確実に行われ、所定の圧力が得られること。
減圧のための措置			減圧弁等を目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がないこと。
配管等	管及び管継手		目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具		目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
	バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	ろ過装置		目視及び分解して確認する。	ア　本体に変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がないこと。 イ　ろ過網に変形、損傷、著しい腐食、漏れ、異物のたい積等がないこと。
	逃し配管		ポンプを締切運転させて確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。 イ　逃し水量が次式で求めた量以上又は認定時における申請流量以上であること。 $q = \frac{4Ls \cdot C}{\Delta t}$ q　：逃し水量（ℓ/min） Ls　：ポンプ締切運転時出力（kW） C　：3.6MJ（1kW 時あたりの水の発熱量） Δt　：30℃（ポンプ内部の水温上昇限度）

	標　　識	目視により確認する。	ア　制御弁である旨及び開閉状態を示す標識が適正に設けられていること。 イ　損傷、脱落、汚損等がないこと。
水噴霧ヘッド	外　　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	散水分布障害	目視により確認する。	ア　ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。 イ　ヘッドに塗装、異物の付着等がないこと。
	未警戒部分	目視により確認する。	間仕切り、たれ壁、ダクト、棚等の変更、増設、新設等によって、ヘッドが設けられていない未警戒部分がないこと。 間仕切の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド（平面図） 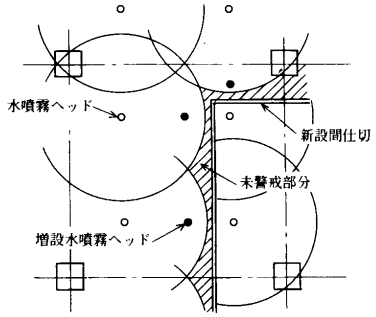 間仕切又はたれ壁の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド（断面図） 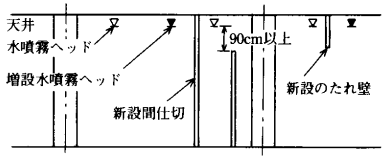 ダクト又は棚の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド（断面図） 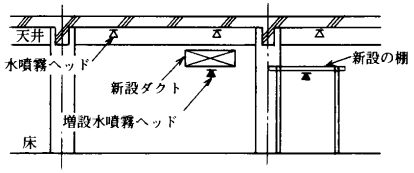 第4－1図　未警戒部分の例

流水検知装置及び圧力検知装置	バルブ本体及び附属品	(1) 目視により確認する。 (2) 検知装置の試験弁又は手動式操作部の操作により、バルブ本体、附属バルブ類、圧力計等の機能を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。 エ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	リターディング・チャンバー	(1) 目視により確認する。 (2) オートドリップ等による排水、遅延作用を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　オートドリップ等による排水が有効であること。 ウ　遅延作用が適正であること。
	圧力スイッチ	(1) 目視及びドライバー等により確認する。 (2) 作動圧力値を確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。 ウ　設定圧力値どおりに作動すること。
	音響警報装置及び表示装置	(1) 表示及び鳴動を確認する。 (2) 試験弁等の操作により確認する。	ア　ベル、サイレン、ゴング等の鳴動等が確実に行われること。 イ　表示灯等に損傷等がなく、確実に表示されること。
一斉開放弁(電磁弁等を含む。)		(1) 目視及びドライバー等により確認する。 (2) 一斉開放弁の二次側の止水弁を閉止するとともに排水弁を開放し、手動式起動操作部の操作により機能を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がないこと。 イ　一斉開放弁が確実に開放し、放水されること。
排水設備	排水溝及び集水管	目視により確認する。	損傷、つまり等がないこと。
	区画境界堤	目視により確認する。	駐車区画内の境界堤に損傷がないこと。
	消火ピット	目視により確認する。	ア　損傷、つまり等がないこと。 イ　砂、石、ゴミ等のつまりがなく、油分離装置の機能が正常であること。
耐震措置		貯水槽、配管、加圧送水装置等の据付支持等を目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

2　総合点検

点検項目			点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法（留意事項は※で示す。）
ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置	非常電源に切り替えた状態で、次により確認する。 (1) 試験は任意の区画で行う。 (2) 手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により加圧送水装置を起動する。 (3) 一斉開放弁の最遠の水噴霧ヘッドの直近に設けた圧力計(排水管を設けてあるものにあ	加圧送水装置が確実に作動すること。
		表示・警報等		表示及び警報等が適正に行われること。
		電動機の運転電流		電動機の運転電流値が許容範囲内であること。
		運転状況		運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。
	一斉開放弁			確実に作動すること。

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td>放射圧力等</td><td rowspan="7">ってては、その末端に水噴霧ヘッドと同等の放射量を有するオリフィス等と圧力計）の指示値を確認する。
(4) 放射量は、次式により算定する。
$Q = K\sqrt{10P}$
Q：放射量（ℓ/min）
P：放射圧力（MPa）
K：常数（噴霧ヘッドそれぞれの定数による）
(5) 減圧のための措置は、加圧送水装置の直近及び最遠の放射区域の手動式起動操作部の操作により、自動起動装置の作動により加圧送水装置を起動させて確認する。
※病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。</td><td>ア　放射圧力が規定の圧力の範囲内であること。
イ　放射量は規定の量の範囲内であること。
ウ　放射状態は適正であること。
※　放射に当たっては状況を確認のうえ行うこと。</td></tr>
<tr><td>減圧のための措置</td><td>当該水噴霧ヘッドの性能の上限を超えない範囲であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">高架水槽方式及び圧力水槽方式</td><td>表示・警報等</td><td>適正に行われること。</td></tr>
<tr><td>一斉開放弁</td><td>確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td>放射圧力等</td><td>ア　放射圧力が規定の圧力の範囲内であること。
イ　放射量は、規定の量の範囲内であること。
ウ　放射状態は適正であること。
※　放射に当たっては状況を確認のうえ行うこと。</td></tr>
<tr><td>減圧のための措置</td><td>当該水噴霧ヘッドの性能の上限を超えない範囲であること。</td></tr>
</table>

第５　泡消火設備

１　機器点検

点検項目		点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法（留意事項は※で示す。）
水源	貯水槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。
	水量	水位計の機能を調べたのち、これにより確認する。なお、水位計のないものにあっては、マンホールの蓋等をあけて検尺する。	規定の水量が確保されていること。 ※(ｱ) 他の施設・設備と水源を兼用する場合は、必要規定量を算定し確認すること。 (ｲ) 河川、湖沼、池等の自然水利を用いる場合は、四季を通して常に規定水量確保できること。
	水状	マンホールの蓋等を開け、目視又はバケツ等を用いて採水して確認する。	著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等がなく、使用上支障がないこと。
	給水装置	目視及び排水弁の操作により確認する。なお、排水量が非常に多い場合又は排水弁が設けられていないもの等この方法によりがたいときは、次の方法により確認する。 (1) 水位電極を用いるものは、電極の回路の配線を外すこと（又は試験スイッチ）により減水状態にして給水を、その後、回路の配線を接続すること（又は試験スイッチ）により満水状態を再現して、給水の停止を確認する。 (2) ボールタップを用いるものは、ボールを水中に没すること等により減水状態にして給水を、その後、ボールをもとに戻すことにより満水状態を再現して、給水の停止を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　減水状態では給水し、満水状態では給水が停止すること。
	水位計	目視及び次の操作により確認する。 マンホールの蓋等を開け検尺により水位を測定し、水位計用止水弁を閉じ、排水弁を開き水抜きをした後、排水弁を閉じ止水弁を開き水位計の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が適正であること。
	圧力計（圧力水槽方式のものに限る。）	目視及び次の操作により確認する。 ゲージコック又はバルブ等を閉じて圧力計の水を抜き、指針の位置を確認し、ゲージコック又はバルブ等を開き指針の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　ゼロ点の位置、指針の作動状況及び指示値が適正であること。
	バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。

加圧送水装置	ポンプ方式	電動機の制御装置	周囲の状況			目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
			外形			目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			表示			目視により確認する。	銘板等の表示に不鮮明、脱落等がなく、適正になされていること。
			電圧計及び電流計			目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針の位置が適正であること。 ウ　電圧計等がないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
			開閉器及びスイッチ類			目視、ドライバー等及び開閉器の操作により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
			ヒューズ類			目視により確認する。	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
			継電器			目視、ドライバー等及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
			表示灯			目視及びスイッチ等の操作により確認する。	正常に点灯すること。
			結線接続			目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
			接地			目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
			予備品等			目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
		起動装置	手動式起動操作部		周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
					外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
					表示	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。
					機能	一斉開放弁又は手動式開放弁等の二次側の止水弁を閉止し、直接操作及び遠隔操作により確認する。	ア　バルブ等の操作が容易であり、加圧送水装置が確実に起動すること。 イ　始動表示灯が点灯又は点滅すること。
			自動式起動装置	起動用水圧開閉装置	圧力スイッチ	目視及びドライバー等により確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。
					起動用圧力タンク	目視により確認する。	ア　変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　バルブ類の開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。
					機能	設定圧力値を確認のうえ、排水弁の操作により加圧送水装置を起動させて確認する。	作動圧力値が設計図書のとおりであること。
				火災感知装置	感知器	感知器の機能は、自動火災報知設備の点検要領に準じて行い、感知器の作動により加圧送水装置の起動を確認する。	ア　感知器は自動火災報知設備の点検要領に準じて判定すること。 イ　加圧送水装置が確実に起動すること。
					閉鎖型スプリンクラーヘッド	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。 ウ　ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。 エ　ヘッドに塗装、異物の付着等がないこと。 オ　ヘッドに保護カバーが設置されているものにあっては、保護カバーに変形、損傷、脱落等がないこと。

		電動機	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			回転軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
			軸受部	目視及び手で触れる等により確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
			軸継手	スパナ等により確認する。	緩み等がなく、接合状態が確実であること。
			機能	起動装置の操作により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、回転方向が正常であること。 ※　運転による機能の点検を行うとき以外は、必ず電源を遮断して行うこと。
		ポンプ	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
			回転軸	手で回すことにより確認する。	回転が円滑であること。
			軸受部	目視及び潤滑油を採取して確認する。	潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
			グランド部	目視及び手で触れるなどにより確認する。	著しい漏水がないこと。 ※　グランド部を全く漏水がない状態まで締め付けないこと。
			連成計及び圧力計	(1) ゲージコック又はバルブ等を閉じて水を抜き、指針の位置を確認する。 (2) ゲージコック又はバルブ等を開き、起動装置の操作により確認する。	ア　指針がゼロ点の位置を指すこと。 イ　指針が正常に作動すること。
			性能	ポンプ吐出側に設けられている止水弁を閉じたのち、ポンプを起動させ、性能試験用配管のテスト弁を開放して、流量計、圧力計及び連成計により確認する。	著しい発熱、異常な振動、不規則又は不連続な雑音等がなく、定格負荷運転時における吐出量及び吐出圧力が所定の値であること。
		呼水装置	呼水槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。
			バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
			自動給水装置	(1) 外形を目視により確認する。 (2) 排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　呼水槽の水量が２分の１に減水するまでの間に作動すること。
			減水警報装置	(1) 外形を目視により確認する。 (2) 補給水弁を閉じ、排水弁の操作により機能を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　おおむね２分の１の水量に減水するまでに警報を発すること。
			フート弁	(1) 吸水管を引き上げるか又はワイヤー若しくは鎖等の操作により確認する。 (2) ポンプの呼水漏斗のコックを開くことにより確認する。 (3) ポンプの呼水漏斗を開き、呼水管のバルブを閉止することにより確認する。	ア　吸水に障害となる異物の付着、つまり等がないこと。 イ　呼水漏斗から連続的に溢水すること。 ウ　逆止効果が正常であること。

	性能試験装置	目視及びポンプを起動させることにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　定格負荷運転時の状態が維持されていること。
	高架水槽方式	高架水槽の直近及び最遠の試験弁又は一斉開放弁若しくは手動式開放弁の一次側配管における静水頭圧を確認する。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。
	圧力水槽方式	排気弁を開放して機能を確認する。 ※　排気弁を開放する場合は、高圧力による危害防止のため、バルブの開放はゆっくり行うこと。	ア　変形、損傷、腐食、漏水等がないこと。 イ　所定の圧力が確保されていること。 ウ　圧力の自然低下防止装置の起動及び停止が確実に行われ、所定の圧力が得られること。
減圧のための措置		減圧弁等を目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がないこと。
配管等	管及び管継手	目視により確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
	バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	ろ過装置	目視及び分解して確認する。	ア　本体に変形、損傷、著しい腐食、漏れ等がないこと。 イ　ろ過網に変形、損傷、著しい腐食、漏れ、異物のたい積等がないこと。
	逃し配管	加圧送水装置を締切運転させて確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。 イ　逃し水量が次式で求めた量以上又は設置時の量と比較して著しい差がないこと。 $q = \frac{4Ls \cdot C}{\Delta t}$ q　：逃し水量（ℓ /min） Ls　：ポンプ締切運転時出力（kW） C　：3.6MJ（1kW 時あたりの水の発熱量） Δt　：30℃（ポンプ内部の水温上昇温度）
泡消火薬剤貯蔵槽等	消火薬剤貯蔵槽	目視により確認する。	変形、損傷、漏液、漏気、著しい腐食等がないこと。
	消火薬剤	目視及び液面計等により確認する。 ※　貯蔵槽に設けられている排液口のバルブを開き、消火薬剤をビーカ又はメスシリンダー等の容器に採液すること（上、中、下の位置から採液するのが望ましい）。	ア　変色、腐敗、沈殿物、汚れ等がないこと。 イ　規定量以上貯蔵されていること。
	圧力計	目視及び次の操作により確認する。 ゲージコック又はバルブ等を閉じて圧力計の水を抜き、指針の位置を確認し、ゲージコック又はバルブ等を開き指針の指示値を確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　ゼロ点の位置、指針の作動状況及び指示値が適正であること。

	バルブ類	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
泡消火薬剤混合装置及び加圧送液装置	外形	目視により確認する。	変形、損傷、漏水、漏液等がないこと。
	薬剤混合装置（調整機構を有するものに限る。）	目視及び設計図書により確認する。	ア　調整機構の調整は、設置時と同じであること。 イ　配管部分の制限事項及び能力が維持されていること。 ※(ｱ)　混合方式は数種あり、かつ、製造業者によりその機能が異なるので、混合器、送液装置、比例混合のための調整機構及びこれらを連結する配管部分の制限事項、能力については、設計図書により確認すること。 (ｲ)　混合装置回りの配管に設けられるバルブ類（逃し弁等の安全装置を含む。）の開閉については、その回路及び充液部又は乾式部を設計図書により確認したうえ点検のための操作を行うことが必要で、特に、その機構を熟知しないまま調整機構の調整・整備を行わないこと。
	加圧送液装置	目視により確認する。	ア　運転中に著しい漏液等がないこと。 イ　加圧用ポンプを用いるものにあっては、加圧送水装置に準じた点検を行い、機能が正常であること。 ※　加圧送液装置を運転することにより、薬剤貯蔵槽に還流してその機能を確認できるものにあっては、薬剤貯蔵槽内での起泡及び溢液に注意すること。
泡放出口	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	泡放出障害	目視により確認する。	泡ヘッドにあっては周囲に泡の分布を、高発泡用泡放出口にあっては泡の流動を妨げるものがないこと。
	未警戒部分	目視により確認する。	間仕切、たれ壁、ダクト、棚等の変更、増設、新設等によって、ヘッドが設けられていない未警戒部分がないこと。 間仕切の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド（平面図） 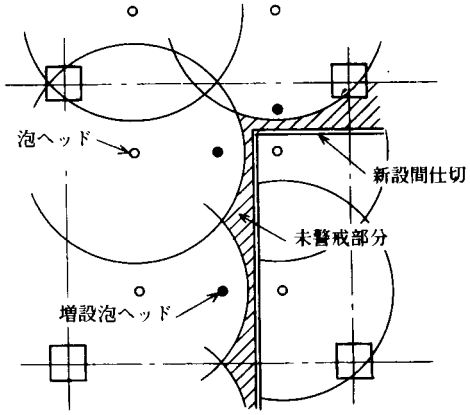

			間仕切又はたれ壁の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド（断面図） 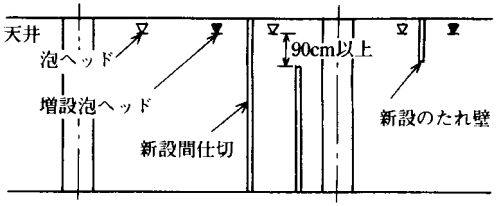 ダクト又は棚の新設により生じた未警戒部分及びこれに対する増設ヘッド（断面図） 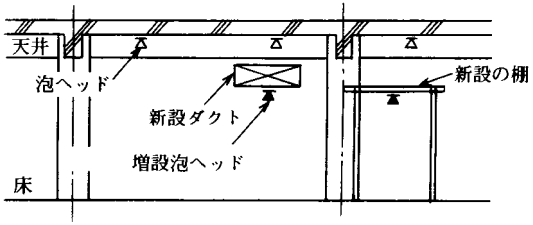 第5—1図　未警戒部分の例
流水検知装置及び圧力検知装置	バルブ本体及び付属品	(1) 目視により確認する。 (2) 検知装置の試験弁等の操作により、バルブ本体、附属バルブ類、圧力計等の機能を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷等がないこと。 イ　圧力計の指示値が適正であること。 ウ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。 エ　「常時開」又は「常時閉」の表示が適正であること。
	リターディング・チャンバー	(1) 目視により確認する。 (2) オートドリップ等による排水、遅延作用を確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　オートドリップ等による排水が有効であること。 ウ　遅延作用が適正であること。
	圧力スイッチ	(1) 目視及びドライバー等により確認する。 (2) 作動圧力値を確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み等がないこと。 イ　設定圧力値が設計図書のとおりであること。 ウ　設定圧力値が適正であること。
	音響警報装置及び表示装置	(1) 表示及び鳴動を確認する。 (2) 試験弁等の操作により確認する。	ア　ベル、サイレン、ゴング等の鳴動等が確実に行われること。 イ　表示灯等に損傷等がなく、確実に表示されること。
一斉開放弁（電磁弁等を含む。）		(1) 目視及びドライバー等により確認する。 (2) 一斉開放弁の二次側の止水弁を閉止するとともに排水弁を開放し、手動式起動操作部の操作により機能を確認する。	ア　漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がないこと。 イ　一斉開放弁が確実に開放し、放水されること。
防護区画（高発泡を用いる泡消火設備に限る。）	区画変更等	目視により確認する。	間仕切変更等による防護区画及び開口部面積の変更がないこと。
	開口部の自動開閉装置	目視及び起動装置の操作等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がなく、確実に作動すること。

<table>
<tr><td colspan="3">非常停止装置
（高発泡を用いる泡消火設備に限る。）</td><td>目視及び手で操作することにより確認する。</td><td>ア　操作部、伝達部及び起動部に変形、損傷等がないこと。
イ　電動機駆動ファンにより発泡させる泡発生機を有するものにあっては、当該電動機の停止及び泡水溶液の送液を停止する機構が正常に作動すること。
ウ　水流駆動ファンにより発泡させる泡発生機を有するものにあっては、泡水溶液の送液を停止する機構が正常に作動すること。
エ　その他の機構により泡を発生させるものにあっては、当該機構により泡の発生を停止する機構が正常に作動すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">泡放射用器具格納箱等</td><td rowspan="3">泡放射用器具格納箱</td><td>周囲の状況</td><td>目視により確認する。</td><td>周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。</td></tr>
<tr><td>外形</td><td>目視及び扉の開閉操作により確認する。</td><td>ア　変形、損傷等がないこと。
イ　扉の開閉が容易で、確実にできること。</td></tr>
<tr><td>表示</td><td>目視により確認する。</td><td>移動式泡消火設備である旨が適正に表示されていること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ホース及びノズル</td><td>外形</td><td>目視及びホースを格納箱から取出して、手で操作することにより確認する。</td><td>ア　必要本数が所定の位置に正常に収納されていること。
イ　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
ウ　接続部の着脱が容易にできること。</td></tr>
<tr><td>ホースの耐圧性能（ホースの製造年の末日から 10 年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから 3 年を経過していない場合を除く。）</td><td>ホースの端末部に充水し、耐圧試験機等により所定の水圧を 5 分間かけて確認する。
※①　加圧する前に結合金具等の接続状態が適正であることを十分に確認すること。
②　空気の残留がないことを確認してから加圧すること。
③　所定の水圧は、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（昭和43年自治省令第27号）によりホースの種類に応じて定められた使用圧とすること。
④　危険防止対策を講じた後、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に加圧すること。</td><td>変形、損傷等がなく、ホース及び金具との接続部から著しい漏水等がないこと。
※　著しい漏水は、噴水状の漏水又は継続する滴下が生じる状態を目安にすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ホース接続口</td><td>目視及び手で操作することにより確認する。</td><td>ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
イ　着脱が容易にできること。
ウ　ホース接続口である旨の標識は、損傷、脱落、汚損等がなく、適正に設けられていること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">開閉弁</td><td>目視及び手で操作することにより確認する。</td><td>漏れ、変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">表示灯</td><td>目視により確認する。</td><td>ア　変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。
イ　設置位置が適正であること。</td></tr>
</table>

耐震措置	貯水槽、配管、加圧送水装置等の据付支持等を目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施行時の状態が維持されていること。

2　総合点検

点検項目				点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法
固定式の泡消火設備	ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置	非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部又は自動式起動装置の作動により確認する。 (1) 発泡倍率、放射圧力、混合率は、次により確認すること。 別添１の「泡消火設備発泡倍率及び 25%還元時間測定方法」の発泡倍率測定方法に従って、発泡倍率を測定するとともに当該測定により採取された水溶液を用いて糖度計法、比色計法又は電気抵抗法により混合率（希釈容量濃度）を測定する。 (2) 減圧のための措置は、加圧送水装置の直近及び最遠の放射区域の起動装置の開閉弁の開放操作等によりポンプを起動させて確認する。 ※　病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。 ※　ペルフルオロ（オクタン－1－スルホン酸）又はその塩を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備であって、消火薬剤の機能を維持するための措置が講じられている場合は、非常電源に切り替えた状態で、一斉開放弁の二次側の止水弁を閉止するとともに排水弁を開放し、手動起動操作部又は自動式起動装置の作動により確認することができるものとする。この場合において、消火薬剤の機能を維持するための措置とは、別添２に示す措置をいい、当該措置が講じられていることを確認することで分布等の点検項目を確認したものとみなすことができること。	加圧送水装置が確実に作動すること。
			表示・警報等		表示、警報等が適正に行われること。
			電動機の運転電流		電動機の運転電流値が許容範囲内であること。
			運転状況		運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。
		一斉開放弁			一斉開放弁が確実に作動すること。
		分布等	低発泡を用いるもの		ア　分布、放射圧力、発泡倍率、混合率等は、設計図書に基づく範囲内であること。 イ　放射圧力が規定の圧力範囲であること。
			高発泡を用いるもの		
		減圧のための措置			当該泡放出口の性能の上限を超えない範囲内であること。
	高架水槽方式及び圧力水槽方式	表示・警報等			表示、警報等が適正に行われること。
		一斉開放弁			一斉開放弁が確実に作動すること。
		分布等	低発泡を用いるもの		ア　分布、放射圧力、発泡倍率、混合率等は、設計図書に基づく範囲内であること。 イ　放射圧力が規定の圧力範囲であること。
			高発泡を用いるもの		
		減圧のための措置			当該泡放出口の性能の上限を超えない範囲内であること。

<table>
<tr><td rowspan="10">移動式の泡消火設備</td><td rowspan="7">ポンプ方式</td><td rowspan="4">起動性能等</td><td>加圧送水装置</td><td rowspan="10">非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部又は自動式起動装置の作動により確認する。
(1) 発泡倍率、放射圧力、混合率は、次により確認すること。
別添１の「泡消火設備発泡倍率及び 25%還元時間測定方法」の発泡倍率測定方法に従って、発泡倍率を測定するとともに当該測定により採取された水溶液を用いて糖度計法、比色計法又は電気抵抗法により混合率（希釈容量濃度）を測定する。
(2) 減圧のための措置は、加圧送水装置の直近及び最遠の放射区域の起動装置の開閉弁の開放操作等によりポンプを起動させて確認する。
※ 病院等で非常電源に切り替えて点検することが短時間であっても困難な場合は、常用電源で点検することができるものとする。</td><td>加圧送水装置が確実に作動すること。</td></tr>
<tr><td>表示・警報等</td><td>表示、警報等が適正に行われること。</td></tr>
<tr><td>電動機の運転電流</td><td>電動機の運転電流値が許容範囲内であること。</td></tr>
<tr><td>運転状況</td><td>運転中に不規則若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">発泡倍率・放射能力・混合率</td><td>放射圧力、発泡倍率、混合率等は、設計図書に基づく範囲内であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">減圧のための措置</td><td>当該泡ノズルの性能の上限を超えない範囲内であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">高架水槽方式及び圧力水槽方式</td><td colspan="2">表示・警報等</td><td>表示、警報等が適正に行われること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">発泡倍率・放射能力・混合率</td><td>放射圧力、発泡倍率、混合率等は、設計図書に基づく範囲内であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">減圧のための措置</td><td>当該泡ノズルの性能の上限を超えない範囲内であること。</td></tr>
</table>

別添１

泡消火設備発泡倍率及び25%還元時間測定方法（その1）

<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>測　　定　　基　　準</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td colspan="2">適　用　範　囲</td><td>本測定方法は、たん白泡消火薬剤又は合成界面活性剤泡消火薬剤のうち低発泡のものを使用したものについて規定する。</td><td rowspan="6">（単位：mm）
 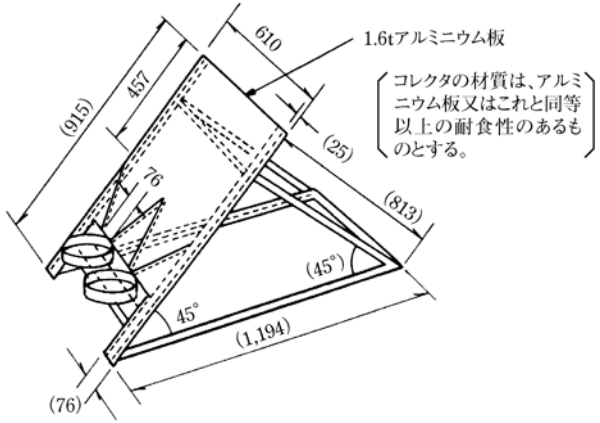

泡試料コレクタ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">必要器具</td><td>発泡倍率測定器具</td><td>①　1,400mℓ 容量の泡試料コンテナ . . 2 個(備考欄参照)
②　泡試料コレクタ . . . . . 1 個(備考欄参照)
③　秤. . . . . 1 個</td></tr>
<tr><td>25%還元時間測定器具</td><td>①　ストップウォッチ . . . . . 2 個
②　泡試料コンテナ台 . . . . . 1 個(備考欄参照)
③　100mℓ 容量の透明プラスチック容器 · · · · · · · · · · 4 個</td></tr>
<tr><td rowspan="2">泡試料の採取法</td><td>泡ヘッドの場合</td><td>発泡面積内の指定位置に、1,400mℓ 泡試料コンテナ 2 個をのせた泡試料コレクタを位置させ、当該コンテナに十分泡が満たされるまでコンテナをコレクタの上にのせ、満たされたらストップウォッチを押し、秒読みを開始するとともに、泡ヘッドより発泡落下中の泡から採取した試料を外部に移して、真直ぐな棒でコンテナ上面を平らにし、余分な泡及びコンテナ外側又は底面に付着している泡を取り除き、当該試料を分析する。</td></tr>
<tr><td>泡ノズルの場合</td><td>発泡落下地点のほぼ中央に、1,400mℓ 泡試料コンテナ 2 個をのせた泡試料コレクタを位置させ、当該コンテナに十分泡が満たされるまでコンテナをコレクタの上にのせ、満たされたらストップウォッチを押し、秒読みを開始するとともに、泡ノズルより発泡落下中の泡から採取した試料を外部に移して、真直ぐな棒でコンテナ上面を平らにし、余分な泡及びコンテナ外側又は底面に付着している泡を取り除き、当該試料を分析する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td rowspan="2">測 定 法</td>
<td>発 泡 倍 率</td>
<td>発泡倍率は、空気混入前の元の泡水溶液量に対する最終の泡量の比を測定するもので、あらかじめ泡試料コンテナの重量を測定しておき、泡試料をグラム単位まで測定し、次の式により計算を行うものとする。
$\dfrac{1{,}400\mathrm{m}\ell}{\text{コンテナ重量を除いた全重量（g）}}$ = 発泡倍率</td>
<td rowspan="2">
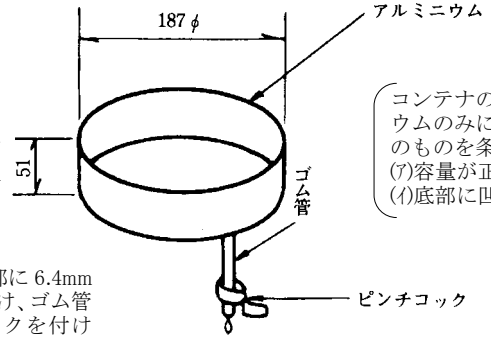

コンテナの上面は、ＧＬより 50cm 以下とする。
注:内側に近い底部に 6.4mm 径の排液口を設け、ゴム管及びピンチコックを付ける。
コンテナの材質は、アルミニウムのみに限定しないが、次のものを条件とする。
(ｱ)容量が正確であること
(ｲ)底部に凹凸がないこと
泡試料コンテナ（寸法は内のりを示す）
 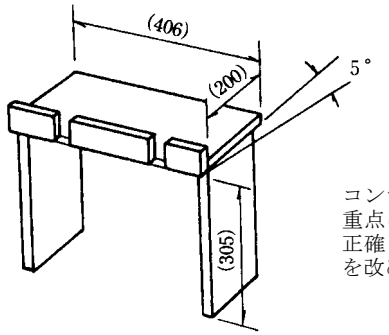

コンテナ台は、傾斜角度を重点に他の寸法は、検査の正確を期し易い形状に寸法を改めてもよい。
泡試料コンテナ台
（注）寸法の（　）書は参考寸法とする。
</td>
</tr>
<tr>
<td>25%還元時間</td>
<td>泡の 25%還元時間は、採取した泡から落ちる泡水溶液量が、コンテナ内の泡に含まれている全泡水溶液量の 25%（1/4）排液するに要する時間を分で表したものをいい、水の保持能力の程度、泡の流動性を特別に表したもので、次の方法で測定する。
測定は、発泡倍率測定の試料で行い、泡試料の正味重量を 4 等分することにより、泡に含まれている泡水溶液の 25%容量（単位 mℓ ）を得る。この量が排液するに要する時間を知るためにコンテナをコンテナ台におき、一定時間内にコンテナの底にたまる液を 100mℓ 容量の透明プラスチック容器に排液する。
測定の一例をあげると次のとおりである。
今､泡試料の正味の重量が 180 グラムあったとすると、
$25\%\text{容量値} = \dfrac{180}{4} = 45\ (\mathrm{m}\ell)$
そして、排液量の値が次のように記録されたとする。
<table>
<tr><td>時間（分）</td><td>排液量（mℓ）</td></tr>
<tr><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>0.5</td><td>10</td></tr>
<tr><td>1.0</td><td>20</td></tr>
<tr><td>1.5</td><td>30</td></tr>
<tr><td>2.0</td><td>40</td></tr>
<tr><td>2.5</td><td>50</td></tr>
<tr><td>3.0</td><td>60</td></tr>
</table>
この記録から 25%容量の 45mℓ は 2 分と 2.5 分の間にあることがわかる。
即ち、
$\dfrac{45\mathrm{m}\ell(25\%\text{容量値}) - 40\mathrm{m}\ell(2.0\text{分時の排液量値})}{50\mathrm{m}\ell(2.5\text{分時の排液量値}) - 40\mathrm{m}\ell(2.0\text{分時の排液量値})} = \dfrac{1}{2}$
から 2.25 分が求められ、これにより性能を判定する。</td>
</tr>
</table>

泡消火設備発泡倍率及び 25%還元時間測定方法（その 2）

項　　目	測　　定　　基　　準	備　　考
適　用　範　囲	本測定方法は、水成膜泡消火薬剤を使用して発泡させたものについて規定する。	

必要器具	発泡倍率測定器具	① 1,000mℓ 目盛付シリンダ……2個 ② 泡試料コレクタ……1個(備考欄参照) ③ 1,000g 秤（又はこれに近いもの）……1個
	25%還元時間測定器具	① ストップウォッチ……1個 ② 1,000mℓ 目盛付シリンダ……2個
泡試料の採取法	泡ヘッドの場合	発泡面積内の指定位置に、1,000mℓ 目盛付シリンダ2個を設けた泡試料コレクタを位置させ、当該シリンダに泡が満たされるまで試料を採取し、満たされたらストップウォッチを押し、秒読みを開始するとともに、採取した試料を外部に移して、余分な泡及びシリンダ外側又は底面に付着している泡を取り除き、当該試料を分析する。
	泡ノズルの場合	発泡落下地点のほぼ中央に、1,000mℓ 目盛付シリンダ2個を設けた泡試料コレクタを位置させ、当該シリンダに泡が満たされるまで試料を採取し、満たされたらストップウォッチを押し、秒読みを開始するとともに、採取した試料を外部に移して、余分な泡及びシリンダ外側又は底面に付着している泡を取り除き、当該試料を分析する。
測定法	発泡倍率	発泡倍率は、空気混入前の元の泡水溶液量に対する最終の泡量の比を測定するもので、あらかじめ 1,000mℓ 目盛付シリンダの重量を測定しておき、泡試料をグラム単位まで測定し、次の式により計算を行うものとする。 $\frac{1{,}000\mathrm{m}\ell}{\text{シリンダ重量を除いた全重量（g）}} = \text{発泡倍率}$
	25%還元時間	泡の25%還元時間は、採取した泡から還元する泡水溶液量が、シリンダ内の泡に含まれている全泡水溶液量の25%（1/4）還元するに要する時間を分で表したものをいい、水の保持能力の程度、泡の流動性を特別に表したもので、次の方法で測定する。 測定は、発泡倍率測定の試料で行い、泡試料の正味重量を4等分することにより、泡に含まれている泡水溶液の25%容量（単位mℓ）を得る。この量が還元するに要する時間を知るためにシリンダを平らな台上におき、一定時間内にシリンダの底にたまる液を泡と容易に分離していることが判然とする計量線で測定する。 測定の一例をあげると次のとおりである。 今、泡試料の正味の重量が 200 グラムあったとすると、1グラムを 1mℓ として換算し、 $25\%\text{容量値} = \frac{200m\ell}{4} 50\ m\ell$ そして、還元量の値が次のように記録されたとする。

（単位：mm）

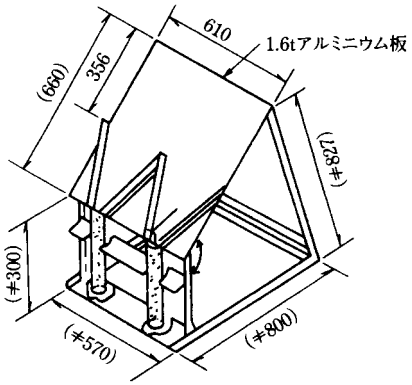

泡試料コレクタ

○ メスシリンダの上面はG.L.より 50cm 以下とする。
○ コレクタの材質はアルミニウム板又はこれと同等以上の耐食性のあるものとする。
（注）寸法の（　）書は参考寸法とする。

		時間（分）　還元量（mℓ） 0　0 1.0　20 2.0　40 3.0　60 この記録から25%容量の50mℓは2分と3分の間にあることがわかる。 即ち、 $\frac{50m\ell（25\%容量値）-40m\ell（2.0分時の還元量値）}{60m\ell（3.0分時の還元量値）-40m\ell（2.0分時の還元量値）}=\frac{10}{20}=0.5$ から2.5分が求められ、これにより性能を判定する。	

別添２

消火薬剤の機能を維持するための措置

「消火薬剤の機能を維持するための措置」とは、次のいずれかの措置が講じられていることをいう。

①　設置されている消火薬剤が基準年から起算して１０年（合成界面活性剤泡消火薬剤にあっては１５年）以内であること。この場合において、基準年は泡消火設備を設置した年、消火薬剤を製造した年又は消火薬剤を現在のものに全量交換した年とし、継ぎ足しにより補充した年ではないこと。

②　総合点検等により実際に泡放射を行い、消火薬剤の機能を確認してから３年以内であること。

③　消火薬剤貯蔵層から消火薬剤の一部をサンプリングし、「比重」、「粘度」、「水素イオン濃度」、「沈殿量」、「膨張率」、「25％還元時間」、「その他薬剤種類ごとの項目」を検査することによって、消火薬剤の機能を確認してから３年以内であること。

第６　不活性ガス消火設備

１　一般的留意事項

(1) 閉止弁が取り付けられているものにあっては、点検作業の実施前に「閉」とし、点検終了後に「開」とすること。

(2) 点検時の誤放出事故防止のため、強い衝撃等を与えないこと。

(3) 点検時、機器を取り外すものにあっては、点検終了後接続部の緩み、脱落及び封印等の再確認を行うこと。

(4) 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備にあっては、点検作業実施前に制御回路の電源を「断」にし、起動ガス導入部の操作導管を取り外した後、電気式容器弁開放装置を取り外すこと。

２　機器点検

点検項目			点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵容器	周囲の状況	目視および棒状温度計（JIS 規格品）により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲温度は 40℃以下（低圧式を除く。）であること。 ウ　直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
		外形	目視により確認する。	ア　貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は、取付枠又は架台に容器押さえ等により確実に固定されていること。 ウ　容器は規定の本数が設置されており、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
		表示及び標識	目視により確認する。	ア　貯蔵容器の設置場所には、「二酸化炭素貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所（高圧ガス 300m^3=液化ガス 3,000kg）又は高圧ガス製造所（低圧式のもの）に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
	高圧式（常温で貯蔵するものに限る。）	消火剤量	次の方法により確認する。 (1) 秤を用いて行う方法 ①　容器弁に装着されている容器弁開放装置、連結管、操作管及び容器押さえを取り外して計量する。 ②　消火剤量は測定値から、容器弁（サイフォン管を含む。）及び容器の質量を差し引いた値とする。 (2) 液面計（液化ガスレベルメータ）を用いて行う方法 ①　液面計の電源スイッチを入れ、電圧値のチェックを行う。 ②　容器は通常の状態のままで、液面計のプローブと放射線源間に容器をはさみ込むようにして挿入する。	消火剤量の測定結果を設計図書と照合し、その差が充てん量の10%以内であること。 ※(ｱ)　測定が秤による場合 秤は校正されたものを使用すること。 (ｲ)　測定が液面計による場合 a　放射線源（コバルト 60）は、取り外さないこと。万一、紛失した場合は取扱店等に連絡すること。 b　コバルト 60 の有効使用期間は約 3 年であり、経過しているものにあっては取扱店等に連絡すること。 (ｳ)　測定が容器内圧力による場合 a　圧力計の指針の読みとりの際は、視差に留意し、正しい方向から測定すること。 b　検圧治具を用いて測定した場合は、圧力計の取り付け、取り外しの際、漏洩の原因とならないよう留意すること。

③　液面計検出部を静かに上下方向に移動させ、メーター指針の振れが大きく異なる部分について、その位置の容器の底部からの高さを測定する。

④　液面の高さと消火剤量との換算は、専用の換算表を用いて行う。

(3) 容器内圧力による方法

貯蔵容器の温度を計測し、次の方法で計測した値を温度換算表等を用いて内容量を確認する。

①　容器弁に圧力計又は指示圧力計が取り付けられている場合は、その指示値を読み取る。

②　容器弁に検圧口が設けられている場合は、検圧治具を用いて圧力を測定する。

(ｴ)　共通事項

a　容器は重量物であるので手荒な扱い、転倒等に注意すること。

b　結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。

c　二酸化炭素の充てん比は1.5以上1.9以下であること。

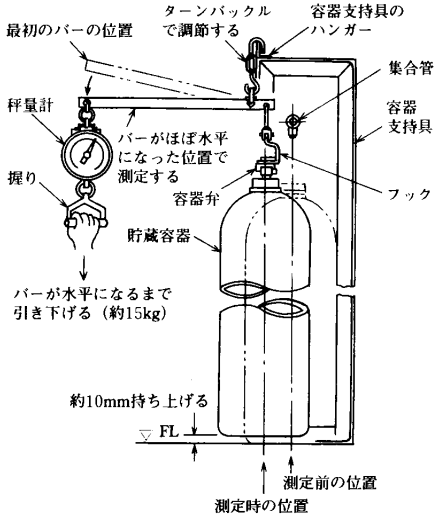

第６－１図　高圧式貯蔵容器の薬剤量の測定要領（棹秤式秤量計による例）

		容器弁	外　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。 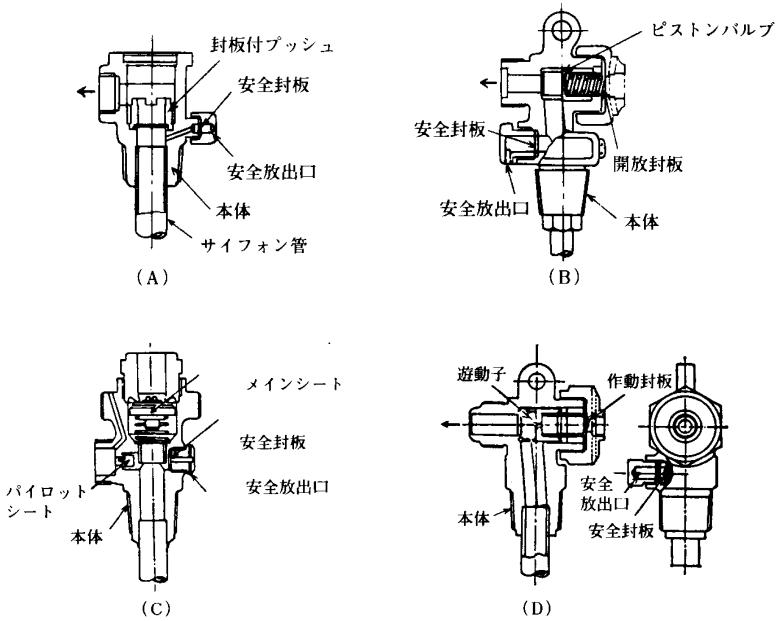 第6−2図　容器弁の例

			容器弁の安全性（消火剤貯蔵容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後１５年を経過したもの及び当該点検を実施後１５年を経過したものについては、２０年までに行うこと。）	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ①　外観点検 ②　構造、形状、寸法点検 ③　耐圧点検 ④　気密点検 ⑤　安全装置等作動点検 ⑥　表示点検	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する判定方法による。

		容器弁開放装置	外　　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、接続部の緩み等がないこと。 イ　ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部に著しい錆がないこと。 エ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。 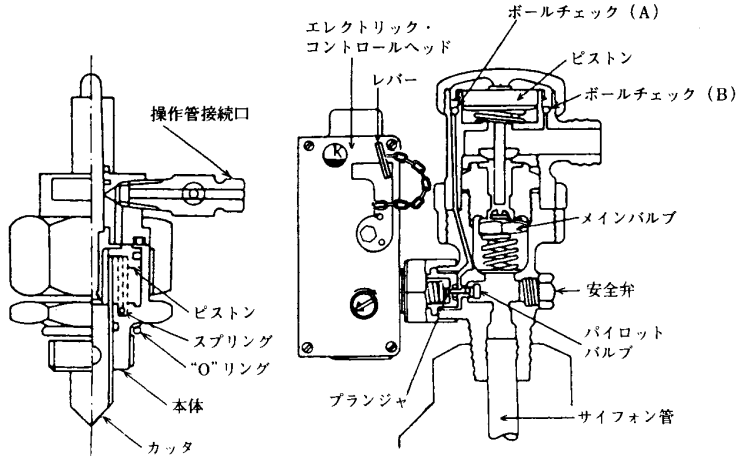 第6－3図　容器弁開放装置の例
			電気式の容器弁開放装置	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して作動を確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　正常に復旧できること。 ※(ｱ)　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。 (ｲ)　作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。

			ガス圧式の容器弁開放装置	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにあっては、ガス圧をかけて、破開針部又はカッター等が作動することを確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
	低圧式（二酸化炭素を低温で貯蔵するものに限る。）	消火剤量		液面計により確認する。	消火剤が規定量以上貯蔵されていること。
		液面計及び圧力計		(1) 目視により確認する。 (2) 一時的に仕切弁を閉じ、液面計及び圧力計を取り外して、マノメータ及び試験用ガスを用いて作動及び指示値を確認する。	ア　変形、損傷、漏れ等がないこと。 イ　指示値が適正であること。 ウ　液面計及び圧力計の指示値が比較計測器と合致すること。 ※　点検後は必ず液面計及び圧力計を取り付け、仕切弁を「開」にしておく。
		圧力警報装置及び安全装置等		(1) 目視により確認する。 (2) 接点付圧力計、圧力スイッチ及び安全弁（ばね式のもの）等は一時的に仕切弁等を閉じ、取り外して試験用ガスを用いて作動の状況を確認する。	ア　警報用の接点付圧力計、圧力スイッチ等に変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　安全装置、破壊板等に損傷、異物のつまり等がないこと。 ウ　警報装置等が作動圧力の範囲内で作動し、機能が正常であること。 エ　安全弁は耐圧試験圧力の 0.64 倍から 0.8 倍までの圧力で作動すること。 ※(ｱ)　安全弁、圧力計等の仕切弁等を閉じるときは、高圧ガス作業主任者立会いのもとに行うことが望ましい。 (ｲ)　点検後は必ず安全弁、圧力計等の仕切弁等を「開」にしておくこと。
		自動冷凍機		(1) 目視により確認する。 (2) 冷凍機の始動・停止機能は上記警報装置、安全弁等の点検方法により接点付圧力計等を作動して確認する。 (3) 冷媒管系統は石けん水等で確認する。 (4) 冷媒管系統にリキッドアイが取り付けられているものにあっては、運転中にリキッドアイの白い泡の発生状態を確認する。	ア　各種配管及び本体に変形、損傷、著しい腐食、き裂、塗装のはく離、油漏れ等がないこと。 イ　冷凍機は架台等に確実に固定されていること。 ウ　安全弁等の仕切弁等は、「開」の位置にあること。 エ　作動温度が適正であること。 オ　冷凍機の運転が正常であること。 カ　冷凍機運転中のリキッドアイに白い泡が 1～2 分以上継続して見えないこと。
		放出弁		(1) 目視及びスパナ等により確認する。 (2) 一次側の仕切弁を閉止した後、開閉機能を試験用ガスを用いて確認する。 (3) 試験用ガスを用いて操作管接続部分から加圧して確認する。	ア　変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。 イ　開閉機能が正常であること。 ウ　ガス漏れがないこと。
		放出弁	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。

		開放装置	電気式の放出弁開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　作動及び復元作動は正常であること。 ※　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。
			ガス圧式の放出弁開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針部又はカッター等を手で引っぱり確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
		バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。
	連結管及び集合管			目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。
起動用ガス容器等	起動用ガス容器	外形		目視等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、塗装のはく離等がなく、収納箱及び容器が確実に固定されていること。 イ　容器収納箱に設けられているものにあっては、扉の開閉が容易にできること。
		表示		目視等により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　収納箱の表面には、当該防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法を明記した説明板が適正に設けられていること。
	ガス量			次の手順により確認する。 (1) 容器弁に装着している容器弁開放装置、操作管等を取り外し、容器収納箱から取り出す。 (2) 適切な秤量及び精度をもつバネ秤又は秤量計を用いて起動用ガス容器の質量を測定する。 (3) 容器に取り付けの銘板又は刻印質量若しくは質量票により確認する。	二酸化炭素の量は、記載質量と計量質量の差が充てん量の10%以内であること。 ※(ｱ)　結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。 (ｲ)　二酸化炭素の充てん比は1.5以上であること。

	容器弁	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
		容器弁の安全性（起動用ガス容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後１５年を経過したもの及び当該点検を実施後１５年を経過したものについては、２０年までに行うこと。）	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ①　外観点検 ②　構造、形状、寸法点検 ③　耐圧点検 ④　気密点検 ⑤　安全装置等作動点検 ⑥　表示点検	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する判定方法による。
	容器弁開放装置	本体	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピンを抜取り手動操作して作動を確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 エ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
		電気式の容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し、操作電圧の印加及び手動操作で確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　所定の電圧により円滑に作動し、また、手動操作が現実に行えること。 エ　正常に復旧できること。 ※(ｱ)　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。 (ｲ)　作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。
		手動式の容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し（ハンドル等の操作により直接手動開放する方式の弁を除く。）目視及び手動操作等により確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　手動操作部の安全ピン及び封印が迅速に離脱できること。 ウ　確実に作動すること。

選択弁	本体	外形	目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。 イ　防護区画以外の場所に設けられていること。 ① 電気式開放の選択弁 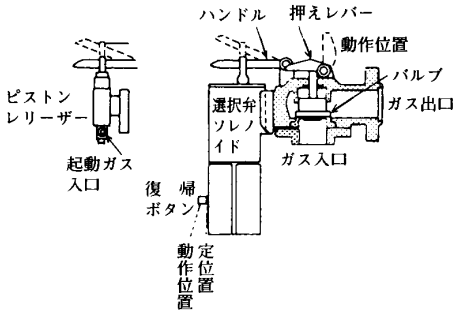 ② ガス圧式の選択弁 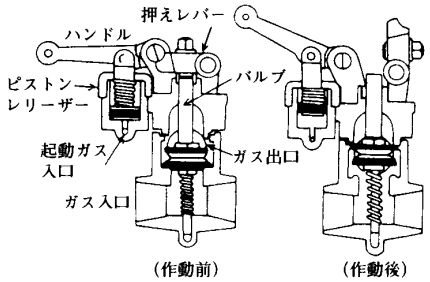

				③　ガス圧式の選択弁 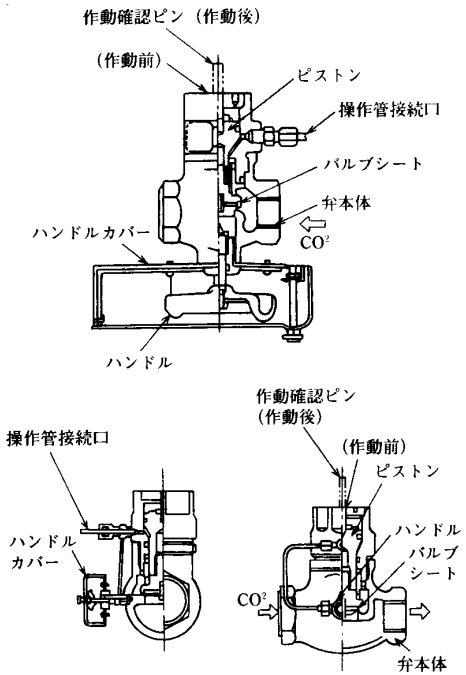 第6－4図　選択弁の例
		表　　示	目視により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　直近に選択弁である旨及び当該防護区画名又は防護対象物名並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等が適正に設けられていること。
		機　　能	目視及び手動操作等により確認する。	開閉機能が正常であること。
	開放装置	外　　形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がなく、選択弁に確実に取り付けられていること。 イ　手動操作部には、カバー、ロックピン等が装着され、封印が施されていること。
		電気式の開放装置	(1) 端子部分のカバーを外し端末処理、結線接続等の状況を確認する。 (2) 当該選択弁に対応する起動装置を操作して開放装置を作動させて確認する。 (3) 各選択弁の開放装置を手動により操作して確認する。	ア　端子盤で接続しているものにあっては端子ネジ部の緩み、端子カバーの脱落等がないこと。また、リード線は損傷及び切断がないこと。 イ　電気操作、手動操作のいずれも作動が確実であること。 ウ　弁の「開」状態を示す機構を有するものにあっては押えレバー等のロックが外れていること。 ※　貯蔵容器等の電気式開放装置と連動しているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
		ガス圧式の開放装置	(1) 開放装置起動用の圧力に即した試験用ガスを用い、開放装置の操作管接続部分から加圧として確認する。	ア　ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、作動が確実であること。 イ　弁の「開」状態を示す機構を有するもののうち、確認ピンにあっては突出していること。

			(2) 加圧源を取り除いたとき選択弁はスプリングの作動又は押えレバー等を操作して復帰の状態を確認する。	ウ　押えレバー等にあってはロックが外れていること。 ※　加圧試験の際、操作管が貯蔵容器開放装置に接続されているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
操作管及び逆止弁	外　　形		目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。 イ　逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。
	機　　能		操作管から逆止弁を取り外して、試験用ガスにより確認する。	逆止弁の機能が正常であること。
起動装置	手動式起動装置	周囲の状況	目視により確認する。	ア　操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　当該防護区画内を見とおすことができる防護区画の出入口付近等で、操作した者が容易に退避できる場所に設置されていること。
		操　作　箱	目視及び扉を開閉操作して確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　確実に固定されており、扉の開閉が容易にできること。 ウ　赤色の塗装のはく離、汚損等がないこと。 エ　警報装置のスイッチとインターロックする前面の扉には、封印が施されていること。
		表　　示	目視により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　起動装置の直近の見やすい箇所に「手動式起動装置」の表示が適正にされていること。 ウ　起動装置又はその直近に防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法、保安上の注意事項等の表示が適正にされていること。 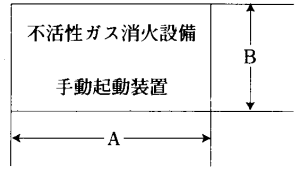 (a)　寸法A：300mm 以上 B：100mm 以上 (b)　生地は赤色であること。 (c)　文字は白色であること。 第 6－5 図
		電源表示灯	目視により確認する。	正常点灯しており、その表示が防護区画名若しくは防護対象物名又は白色表示となっていること。
		音響警報起動用スイッチ	目視及び操作箱の扉を開く等して確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 イ　操作箱の扉を開いたときに当該系統の警報装置が正常に鳴動すること。 ※　警報用スイッチが操作箱の前面扉とインターロックされていないものは、警報用押ボタンの操作等で警報装置が作動すること。
		放出用スイッチ及び非常停止用スイッチ	(1) 貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外した後操作箱の扉を開き、目視により確認する。 (2) 操作箱の放出用スイッチを操作して確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み、脱落等がないこと。 イ　非常停止が確実に行えること。 ウ　放出用スイッチ等を操作したときに遅延装置が作動し、電気式容器弁開放装置が確実に作動すること。

			(3) 上記試験を再度行い遅延装置の時限範囲内で、非常停止用スイッチ又は非常停止装置を操作して確認する。	エ　音響警報装置が作動した後でなければ、放出用スイッチ等を操作しても消火設備が作動しないこと。
		表　示　灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。 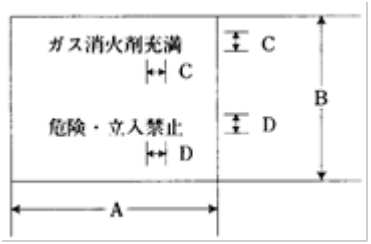 (a)　寸法A：280mm 以上　　B：80mm 以上 B：約 35mm 以上　　D：約 20mm (b)　常時は生地、文字とも白色であること。 (c)　点灯時は生地が白色、文字が赤色で表示すること。 (d)　本体の色調は赤色であること。 第 6－6 図
		保護カバー	目視により確認する。	有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。
	自動式起動装置	火災報知装置	自動火災報知設備の要領に準じて確認する。	自動火災報知設備の機器点検の要領に準じて判定すること。 ※　受信機又は専用の制御盤にある自動・手動切替装置は、必ず「手動」側にすること。
		自動・手動切替装置	(1) 目視により確認する。 (2) 貯蔵容器又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁からすべて取り外し、次により確認する。 ①　「自動」の場合、切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ②　「手動」の場合、切替装置を「手動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ③　防護区画又は防護対象物ごとに前①及び②による機能を確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　切替位置及び切替機能が正常であること。 ウ　自動・手動及び取扱方法の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。 エ　点検の防護区画又は防護対象物の系統に誤りがなく、次の機能が正常であること。 (ｱ)　「自動」の場合 a　警報装置の作動 b　火災表示灯の点灯 c　遅延装置の作動 d　換気装置等の停止 e　容器弁開放装置の作動 (ｲ)　「手動」の場合 a　警報装置の作動 b　火災表示灯の点灯 ※(ｱ)　点検は警報装置、制御装置等の点検を兼ねて行うこと。 (ｲ)　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		自動・手動切替表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
警報装置	外　　形		目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　警報装置に適した標識が必要な場所に設けられており、損傷、脱落、汚損等がないこと。

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>ウ　常時人のいない防火対象物又は局所放出方式以外は、音声による警報装置であること。
①　警報装置が音声の場合
 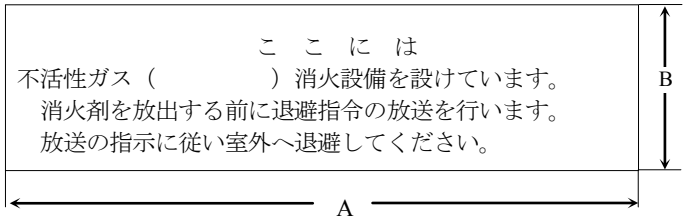

(a)　寸法 A：　480mm 以上　B：270mm 以上
(b)　生地は黄色、文字は黒色であること。
(c)　字体は丸ゴシック体であること。
(d)　1 文字 25mm^2 以上
※（　　）内には消火剤名が記してある。
②　警報装置がサイレン、ベル等の場合
 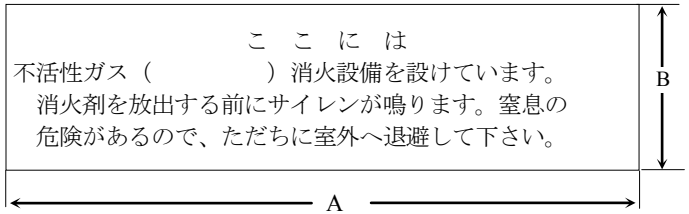

(a)　寸法、生地、文字、字体等は①に同じ。
(b)　音響警報装置がベルのときは、文中の「サイレンを「ベル」と書き替えるものとする。
※（　　）内には消火剤名が記してある。
第 6－7 図</td></tr>
<tr><td></td><td>音響警報</td><td>(1) 感知器又は手動式起動装置の警報操作により確認する。
(2) 音圧は騒音計（A 特性）により確認する。</td><td>ア　正常に鳴動し、音圧は警報装置より約 1m 離れた位置で 90dB 以上あること。
イ　警報系統に誤りがないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td>音声警報</td><td>音響警報と同じ要領で2回以上行うことにより確認する。</td><td>ア　正常に鳴動し、音圧はスピーカより約 1m 離れた位置で 92dB 以上あること。
イ　警報系統に誤りがないこと。
ウ　起動したときに、必ずサイレン音等の注意音が発せられ、次に退避を呼びかける音声内容となっていること。</td></tr>
<tr><td>制御盤</td><td>周囲の状況</td><td>目視により確認する。</td><td>火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設置され、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td>外形</td><td>目視により確認する。</td><td>変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</td></tr>
</table>

	表示	目視により確認する。	スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。
	電圧計	目視及び電源電圧計により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	開閉器及びスイッチ類	ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
	表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	ア　著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。 イ　閉止弁が「開」である状態の表示がされていること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
	遅延装置	遅延装置の作動時限は手動式起動装置の点検方法により行い、放出起動用押ボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を確認する。	作動時限は20秒以上（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。）であり、設計時の設定値の範囲内であること。 ※　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	自動・手動切替機能	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	切替操作が確実に行えること。
	放出制御機能	目視及び次の操作により確認する。 (1) 手動式起動装置又は制御盤に設けられる入出力端子を用いて、電源線と放出信号回路を短絡させる。 (2) 手動式起動装置又は制御盤の各用途の信号線（音響用・放出起動用・非常停止用等）及び電源線をそれぞれ地絡させる。	ア　放出用起動回路が作動しないこと。 イ　短絡試験にあっては、起動回路短絡等の異常の旨が表示灯により表示されること。 ウ　地絡試験にあっては、起動回路短絡等の異常の旨が表示灯により表示されること。 ※　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	制御盤用音響警報装置		音響警報が確実に作動すること。
	予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
配管等	管及び管継手	目視により確認する。	ア　損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
	閉止弁（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。）	(1) 手動操作の閉止弁にあっては、直接操作で閉止して確認する。 (2) 遠隔操作の閉止弁にあっては、遠隔操作で閉止して確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ウ　手動式起動装置（操作箱）及び制御盤に、閉止弁が閉止したことを示す表示灯が点灯されること。 エ　閉止弁が「開」の状態において、当該表示内容が点灯のみの場合は、音響警報が作動すること。
配管の安全装置等	安全装置	目視により確認する。	変形、損傷、緩み、放出口のつまり等がないこと。
	破壊板	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、腐食等がないこと。

消火剤等排出措置			目視及び所定の操作により確認する。	ア　変形、損傷等がなく、適正な位置に設けてあること。 イ　自然排気以外のものは、排気装置等が確実に作動し機能が正常であること。
圧力上昇防止装置（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備を除く。）			目視及び所定の操作により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　機能が正常であること。
放出表示灯			(1) 目視により確認する。 (2) 圧力スイッチ等を手動で作動させるか、又は制御盤内の表示回路の端子を短絡させる等により確認する。	ア　設置場所が適正であり、変形、損傷、脱落、著しい腐食、不鮮明な文字部分等がないこと。 イ　正常に点灯又は点滅すること。
噴射ヘッド	外形		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。 イ　防護区画の全域に拡散又は防護対象物を覆うように取り付けられており、取り付け角度の著しい偏向等がないこと。
	放射障害			周囲に放射の障害となるものがないこと。
防護区画	区画変更等		目視及び設計図書と照合して確認する。	ア　開口部が階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーの場所に面して設けられていないこと。 イ　開口の3分の2以下の位置にある開口部で、消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上の危険のあるものは自動閉鎖装置付となっていること。 ウ　自動閉鎖装置付を設けない開口部（換気ダクト等を含む。）にあっては、防護容積と開口面積の比率を算出し、法に定められた範囲内であって、消火剤の量が十分であること。 エ　増・改築、模様替え等による防護区画の容積、開口部等の増減がないこと。 オ　局所放出方式にあっては、防護対象物の形状、数量、位置等の変更がないこと。
	開口部の自動閉鎖装置	外形	目視及び手動操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　取付けが完全で、扉等の開閉が円滑かつ確実に行えること。 ウ　扉等はストッパー、障害物等がなく、電気式又はガス圧式の自動閉鎖装置を除き常時閉鎖の状態にあること。
		電気で作動するもの	手動式起動装置を操作して確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。 イ　確実に作動し、遅延装置の作動時限の範囲内で閉鎖状態となること。 ウ　出入口に設けてあるシャッタ等で、他に退避できる別の出入口等がないものにあっては、放出用スイッチ操作後、20 秒以上で設定値の範囲内で閉鎖完了する遅延装置等が設けられ、かつ、シャッタ閉鎖後に消火剤が放出される構造となっていること。 ※　手動式起動装置を操作するときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		ガス圧で作動するもの	試験用ガスを用い、自動閉鎖装置に通ずる操作管に接続して確認する。なお、試験用ガスに窒素ガス又は空気を用いるときは噴射ヘッドの規定圧力以上に加圧すること。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　確実に作動すること。 ウ　操作及び自動開閉装置等からのガス漏れがないこと。 エ　自動開閉装置の復帰が、加圧時の圧力を抜くことにより自動的に行われるものは、復帰が確実に行われること。
防護区画	設定範囲		目視及び設計図書により確認する。	適正に設けられていること。

に隣接する部分の保安措置（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。）	保安措置	消火剤排出措置		目視及び所定の操作により確認する。	ア　変形、損傷等がなく、適正な位置に設けてあること。 イ　自然排気以外のものは、排気装置等が確実に作動し、機能が正常であること。
		放出表示灯		(1) 目視により確認する。 (2) 圧力スイッチ等を手動で作動させるか、又は制御盤内の表示回路の端子を短絡させる等により確認する。	ア　設置場所が適正であり、変形、損傷、脱落、著しい腐食、不鮮明な文字部分等がないこと。 イ　正常に点灯又は点滅すること。
		警報装置	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　警報装置に適した標識が必要な場所に設けられており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 ウ　常時人のいない防火対象物又は局所放出方式以外は、音声による警報装置であること。
			音響警報	(1) 感知器又は手動式起動装置の警報操作により確認する。 (2) 音圧は騒音計（A 特性）により確認する。	ア　正常に鳴動し、音圧は警報装置より約 1m 離れた位置で 90dB 以上あること。 イ　警報系統に誤りがないこと。
			音声警報	音響警報と同じ要領で2回以上行うことにより確認する。	ア　正常に鳴動し、音圧はスピーカより約 1m 離れた位置で 92dB 以上あること。 イ　警報系統に誤りがないこと。 ウ　起動したときに、必ずサイレン音等の注意音が発せられ、次に退避を呼びかける音声内容となっていること。
	注意銘板			目視により確認する。	必要な場所に設けられており、損傷、脱落、汚損等がないこと。
非常電源（内蔵型のものに限る。）	外形			目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。 イ　設置位置は換気、通風がよく、塵埃、腐食性ガスの滞留、著しい温度変化等がないこと。 ウ　電槽支持が堅ろうであること。 エ　電解液の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
	表示			目視により確認する。	ア　所定の電圧値及び容量の表示が適正であること。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	端子電圧			(1) 充電回路の蓄電池への端子電圧を充電状態において電圧計により確認する。 (2) 電池試験用スイッチを操作して、容量を電圧計により確認する。	ア　充電装置の指示範囲内であること。 イ　電池試験用スイッチを約 3 秒間操作して電圧計が安定したときの容量が、規定指示値の範囲内であること。
	切替装置			常用電源を遮断し、電圧計又は電源監視用表示灯により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置			(1) 変圧器、整流器等の機能を回路計等により確認する。 (2) 専用回路になっているかを開閉器の開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、変圧器、整流器等からの異常音、異臭、異常な発熱等がないこと。 イ　電流計又は電圧計が規定値を指示していること。 ウ　充電電源監視灯のあるものは、点灯していること。 エ　開閉器の操作により、他の負荷が点灯等されないこと。 オ　過電流遮断器は、操作装置等に適応する容量のものであること。

	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、焼損、断線、端子の緩み等がないこと。
ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	格納箱	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　扉の開閉が容易にできること。 ウ　貯蔵容器は、取付枠等に確実に固定されていること。
	ホース	ホースリールから引き出して目視及び巻尺等により確認する。	ア　変形、損傷、老化、接続部の緩み等がないこと。 イ　ホースリールの根元からホーン（ノズル）先端までの長さは、設置時の状態となっていること。
	ホースリール	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　ホースの引出し、格納（巻戻し）等が円滑に行えること。
	ノズル	目視及び手で触れる等して確認する。	ア　著しい腐食、つまり等がないこと。 イ　握り部分は凍傷等の危害防止のために木製、合成樹脂製であるか又は把手等が設けてあり、破損、脱落等がないこと。
	ノズル開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉操作は容易に行えること。 ※　開閉弁は常時「閉」の状態であること。
表示灯及び標識（移動式に限る。）		目視により確認する。	ア　設置位置が適正であること。 イ　表示灯（赤色）は、変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、点灯していること。 ウ　移動式の不活性ガス消火設備である旨の標識に損傷、脱落、汚損等がなく、適正に取り付けられていること。 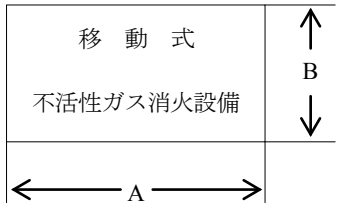 (a)　寸法　A：300mm 以上 B：100mm 以上 (b)　生地は赤色であること。 (c)　文字は白色であること。 第 6－8 図
耐震措置		目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施行時の状態が維持されていること。

3　総合点検

<table>
<tr><th colspan="3">点　検　項　目</th><th>点　検　方　法</th><th>判　定　方　法（留意事項は※で示す。）</th></tr>
<tr><td rowspan="8">全域放出方式及び局所放出方式</td><td rowspan="6">全域放出方式</td><td>警報装置</td><td rowspan="8">非常電源に切り替えた状態で次により確認する。
また、放射区域が２以上あるものにあっては、点検の都度、同一区域への繰返しではなく、放射区域を順次変えて確認する。
(1) 高圧式
①　放射に用いる試験用ガスは、窒素ガス又は空気とし、放射量は点検を行う放射区画の消火剤必要貯蔵量の10%相当の量（二酸化炭素を放射するものにあっては、消火剤貯蔵量1kg 当たりの量又は窒素、IG-55若しくはIG-541を放射するものにあっては、消火剤貯蔵量1㎥当たりの量を下記の表により算定した量の窒素又は空気とする。）を用いる。ただし、設置消火剤貯蔵容器と同容量の貯蔵容器を使用し、5本を超えないこととする。
<table><tr><td>二酸化炭素</td><td>55ℓ</td></tr><tr><td>窒　素</td><td>100ℓ</td></tr><tr><td>IG－55</td><td>100ℓ</td></tr><tr><td>IG－541</td><td>100ℓ</td></tr></table>②　点検時には次のものを用意する。
a　試験用ガス容器は、設置貯蔵容器と同一機構の容器弁を使用したものを用意する。
b　起動用ガス容器を用いる設備にあっては、使用する起動用ガス容器と同一仕様のものを同一本数、点検後の再充てん期間の代替設置用として用意すること。
c　集合管部又は容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。
③　点検に先立ち貯蔵容器部を次により準備する。
a　制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。
b　放射に使用する試験用ガス容器に容器弁開放装置及び操作管を接続する。
c　放射に使用する試験用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキャップ等で密栓するか、又は容器弁から連結管を取り外し、連結管部をプラグ止めする。</td><td rowspan="6">ア　警報装置が確実に鳴動すること。
イ　遅延装置が確実に作動すること。
ウ　開口部等の自動閉鎖装置が確実に作動し、換気装置が確実に停止すること。ただし、ガス圧式の自動閉鎖装置の場合にあっては、機器点検の点検要領により個々に確認してもよい。
エ　起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。
オ　通気状態で、配管からの試験用ガスの漏れがないこと。
カ　放出表示灯が確実に点灯すること。
※(ア)　放射区画は完全に換気するまでは中に入らないこと。
（イ）　点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。</td></tr>
<tr><td>遅延装置</td></tr>
<tr><td>開口部の自動閉鎖装置等</td></tr>
<tr><td>起動装置及び選択弁</td></tr>
<tr><td>配管及び配管接続部</td></tr>
<tr><td>放出表示灯</td></tr>
<tr><td rowspan="3">局所放出方式</td><td>警報装置</td><td rowspan="3">ア　警報装置が確実に鳴動すること。
イ　起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。
ウ　通気状態で、配管からの試験用ガスの漏れがないこと。
※(ｱ)　放射区画は完全に換気するまでは中に入らないこと。
（ｲ）　点検終了後、点検時使用した試験用ガス容器は再充てんを行うこと。この場合、試験用ガス容器が高圧ガス保安法に基づく容器検査又は容器再検査を受けて、これに合格したものを使用すること。
（ｳ）　点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。</td></tr>
<tr><td>起動装置及び選択弁</td></tr>
<tr><td>配管及び配管接続部</td></tr>
</table>

			d　操作管にあっては放射用以外の部分を密栓する。 e　試験用ガス容器以外は通常の設備状況であるかを確認する。 f　制御盤等の設備電源を「入」にする。 ④　点検時の起動操作は、次のいずれかにより行う。 a　手動式のものにあっては手動式起動装置を操作することにより起動させる。 b　自動式のものにあっては自動・手動切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により又は受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。 (2) 低圧式 ①　放射に用いる消火剤量は、点検を行う放射区画に必要な薬剤量の10%以上又は代替薬剤として窒素ガス40ℓ 入りを5本以上用いて行う。 ②　点検は次により行う。 a　起動装置、警報装置、遅延装置、換気装置、自動閉鎖装置（ガス圧で作動するものを除く。）等は、機器点検の要領で個々に実施して確認する。 b　放射点検は、次のいずれかにより作動が確実であるかを確認する。 (a)　貯蔵容器の放出弁又は閉止弁及び選択弁を手動で操作して放射薬剤量を液面計で確認しながら防護区画又は防護対象物に放射し、放射系統の確認、ガス圧作動の自動閉鎖装置及び放出表示灯等の作動状況 (b)　窒素ガスを用いて行うときは、窒素ガスを規定の圧力値に減圧した圧力源を放射区域の選択弁部等に接続して、選択弁等を手動で操作して放射し、ガス圧作動の自動閉鎖装置及び放出表示灯等の作動状況	

移動式	ノズル開放弁 ホース及びホース接続部	手動式起動操作部を起動させて次により確認する。 (1) 試験用ガス（窒素又は空気）による放射は、ユニット5個以内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器と同一仕様の試験用ガス容器 1 本を用いて行う。 (2) 貯蔵容器の容器弁と連結管の接続部を外す。(2本共) (3) 貯蔵容器 1 本を試験用ガス容器と取り換える。 (4) 試験用ガス容器と連結管を接続する。 (5) 他の貯蔵容器の容器弁より外した連結管の接続部は密栓等の処置をする。 (6) 貯蔵容器の容器弁に取り付けられている容器弁開放装置を取り外して、試験用ガス容器の容器弁に取り付ける。 (7) 手でホースを全部引き出し、容器弁開放装置を手動操作する。 (8) ノズル開閉弁を開放操作する。	ア　指定の容器弁開放装置の作動、ホース引出し及びノズル開閉弁等に異常がなく、試験用ガスが正常に放射されること。 イ　ホース及びホース接続部からの試験用ガスの漏れがないこと。 ※(ｱ)　点検終了後、点検時使用した試験用ガス容器は再充てんを行うこと。この場合、試験用ガス容器が高圧ガス保安法に基づく容器検査又は容器再検査を受けて、これに合格したものを使用すること。 (ｲ)　点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。

第７　ハロゲン化物消火設備

1　一般的留意事項

(1) 点検時の誤放出事故防止のため、強い衝撃等を与えないこと。

(2) 点検時、機器を取り外すものにあっては、点検終了後、接続部の緩み、脱落及び封印等の再確認を行うこと。

2　機器点検

点検項目			点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
蓄圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵容器	周囲の状況	目視及び棒状温度計（ＪＩＳ規格品）により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入できる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。 ウ　直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。 ※　ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301を放射するハロゲン化物消火設備にあっては、注意書きシールが貼付されていることの有無を確認し、その結果を点検票の備考欄に記載すること。
		外形	目視により確認する。	ア　貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は、取付枠又は架台に容器押え等により確実に固定されていること。 ウ　容器は規定の本数が設置されており、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
		表示及び標識	目視により確認する。	ア　貯蔵容器の設置場所には、「ハロン1301消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所（高圧ガス300m^3=液化ガス3,000kg）に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
	消火剤量		次の方法により確認する。 (1) 秤を用いて行う方法 ①　容器弁に装着されている容器弁開放装置、連結管、操作管及び容器押えを取り外して計量する。 ②　秤の上に乗せ計量する。 ③　消火剤量は測定値から、容器弁（サイフォン管を含む。）及び容器の質量を差し引いた値とする。 (2) 液面計（液化ガスレベルメータ）を用いて行う方法 ①　液面計の電源スイッチを入れ、電圧値のチェックを行う。 ②　容器は通常の状態のままで、液面計のプローブと放射線源間に容器をはさみ込むようにして挿入する。	消火剤量の測定結果を設計図書と照合し、その差が充てん量の10%以内であること。 ※(ｱ)　秤による場合 秤は校正されたものを使用すること。 (ｲ)　液面計による場合 a　放射線源（コバルト60）は、取り外さないこと。万一、紛失した場合は取り扱い店等に連絡すること。 b　コバルト60の有効使用期間は約3年であり、経過しているものにあっては取り扱い店等に連絡すること。 (ｳ)　共通事項 a　容器は重量物であるので手荒な扱い、転倒等に注意すること。 b　結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。

			③　液面計検出部を静かに上下方向に移動させ、メーター指針の振れが大きく異なる部分について、その位置の容器の底部からの高さを測定する。 ④　液面の高さと消火剤量との換算は、専用の換算表を用いて行う。	
	容器弁	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
		容器弁の安全性（蓄圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後１５年を経過したもの及び当該点検を実施後１５年を経過したものについては、２０年までに行うこと。）	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ①　外観点検 ②　構造、形状、寸法点検 ③　耐圧点検 ④　気密点検 ⑤　安全装置等作動点検 ⑥　表示点検	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する判定方法による。
	容器弁開放装置	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、接続部の緩み等がないこと。 イ　ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部に著しい錆がないこと。 エ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。

		電気式の容器弁開放装置	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状況を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して作動を確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　正常に復旧できること。 ※(ｱ)　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。 (ｲ)　作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。
		ガス圧式の容器弁開放装置	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにあっては、ガス圧をかけて、破開針又はカッター等が作動すること確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
	指示圧力計		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示圧力値が適正であり、確実に作動すること。
	連結管及び集合管		目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。 イ　確実に接続されていること。

加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵タンク	周囲の状況	目視により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。 ウ　直射日光、雨水等の影響を受けるおそれのないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。 ※　注意書きシールが貼付されていることの有無を確認し、その結果を点検票の備考欄に記載すること。
		外形	目視により確認する。	ア　貯蔵タンク、加圧用ガス容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　貯蔵タンク本体は取付枠等に確実に固定されていること。 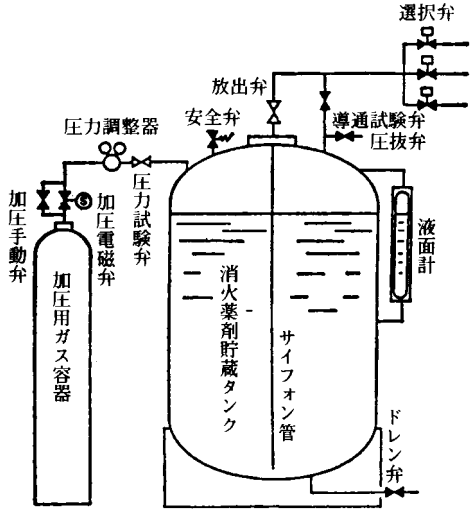 第7－1図　加圧式のハロン2402消火設備の例
		表示及び標識	目視により確認する。	ア　貯蔵タンクの設置場所には、「ハロン2402消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所（高圧ガス300m^3=液化ガス3,000kg）に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
		安全装置	目視により確認する。	放出口のつまり、損傷等がないこと。
	消火剤量		液面計及び清浄な試験管等に少量の消火剤をドレン弁を開けて採取し確認する。	ア　液面の表示が所定の位置を示していること。 イ　変質、沈殿物、浮遊物等がなく、無色透明であり、比重が適正であること。
	放出弁		(1) 目視及びスパナ等により確認する。 (2) 開閉機能を試験用ガスを用いて確認する。 (3) 試験用ガスを用いて操作管接続部分から加圧して確認する。	ア　変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。 イ　開閉機能が正常であること。 ウ　ガス漏れがないこと。

	放出弁開放装置		外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。
			電気式の放出弁開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して作動を確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　正常に復旧できること。 ※(ｱ)　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。 (ｲ)　作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。
			ガス圧式の放出弁開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針又はカッター等を手で引っぱり確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に、変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
	バルブ類			目視及び手で操作することにより確認する。	ア　加圧電磁弁、加圧ピストン弁、加圧手動弁等に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ※　点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。
	加圧用ガス容器等	加圧用ガス容器	周囲の状況	目視及び棒状温度計（ＪＩＳ規格品）により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。 ウ　直射日光、雨水等がかかるおそれがないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
			外形	目視により確認する。	ア　加圧用ガス容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は取付枠又は架台に容器押さえ等により確実に固定されていること。 ウ　容器は規定の本数が設置され、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
			表示	目視により確認する。	ア　加圧用ガス容器の設置場所には、「窒素ガス貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所（高圧ガス 300m^3=液化ガス 3,000kg）に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。

		ガス量		圧力試験弁を閉止した後、加圧手動弁を開き、圧力調整器の一次側圧力計に取り付けられている圧力計により確認する。封板式のものにあっては、質量測定又は検圧治具により確認する。	ア　規定量以上であること。 イ　一次側の圧力計の指針が所定圧力範囲を示すこと。 ※　点検終了後は、加圧手動弁を閉じた後、貯蔵タンクの圧抜弁及び圧力試験弁を開いて、加圧用ガスの放出を確認した後、復元させること。
		容器弁	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
			容器弁の安全性(加圧用ガス容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後１５年を経過したもの及び当該点検を実施後１５年を経過したものについては、２０年までに行うこと。)	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号)」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ①　外観点検 ②　構造、形状、寸法点検 ③　耐圧点検 ④　気密点検 ⑤　安全装置等作動点検 ⑥　表示点検	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号)」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する判定方法による。
		容器弁開放装置	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 エ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
			電気式の容器弁開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して作動を確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　正常に復旧できること。 ※(ｱ)　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取りして行うこと。 (ｲ)　作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。

		ガス圧式の容器弁開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針又はカッター等を手で引っぱり確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
		圧力調整器	目視及び次の操作により確認する。 圧力調整器の二次側に取り付けられている点検コック又はこれにかわる弁を閉止し、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置をガス圧又は電気により作動させて開放し、圧力計の指度及び指針の作動を確認する。	ア　変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、容器弁等に確実に固定されていること。 イ　一次側圧力計の指針が円滑で所定圧力を示すこと。 ウ　二次側圧力計の指針が円滑で所定圧力値を示し、機能が正常であること。 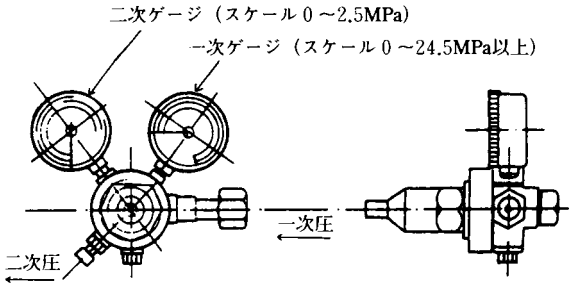 第７－２図　圧力調整器
	連結管及び集合管		目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。
起動用ガス容器等	起動用ガス容器	外形	目視等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、塗装のはく離等がなく、収納箱及び容器が確実に固定されていること。 イ　容器収納箱に設けられているものにあっては、扉の開閉が容易にできること。
		表示	目視等により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　収納箱の表面には、当該防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法を明記した説明板が適正に設けられていること。
	ガス量		次の手順により確認する。 (1) 容器弁に装着している容器弁開放装置、操作管を取り外し、容器収納箱から取り出す。 (2) 適切な秤量及び精度をもつバネ秤又は秤量	ア　二酸化炭素の量は、記載質量と計量質量の差が充てん量の 10%以内であること。 ※(ｱ)　結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。 (ｲ)　二酸化炭素の充てん比は 1.5 以上であること。

			計を用いてガス容器の質量を測定する。 (3) 容器に取り付けの銘板又は刻印質量若しくは質量票により確認する。	
	容器弁	外形	目視等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
		容器弁の安全性（起動用ガス容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後１５年を経過したもの及び当該点検を実施後１５年を経過したものについては、２０年までに行うこと。）	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ①　外観点検 ②　構造、形状、寸法点検 ③　耐圧点検 ④　気密点検 ⑤　安全装置等作動点検 ⑥　表示点検	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する判定方法による。
	容器弁開放装置	外形	目視等により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 エ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。

		電気式の容器弁開放装置	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピンを抜取り手動操作して作動を確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　所定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　正常に復旧できること。 ※(ｱ) 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。 (ｲ) 作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。
		手動式の容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し、(ハンドル等の操作により直接手動開放するものを除く。)目視及び手動操作等により確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　手動操作部の安全ピン及び封印が迅速に離脱できること。 ウ　作動が確実であること。
選択弁	本体	外形	目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。 イ　防護区画以外の場所に設けられていること。
		表示	目視等により確認する。	ア　変形、脱落、汚損等がないこと。 イ　直近に選択弁である旨及び当該防護区画名又は防護対象物名並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等が適正に設けられていること。
		機能	目視及び主導操作等により確認する。	開閉機能が正常であること。
	開放装置	外形	目視等により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がなく、選択弁に確実に取り付けられていること。 イ　手動操作には、カバー、ロックピン等が装着され、封印が施されていること。
		電気式の開放装置	(1) 端子部分のカバーを外し端末処理、結線接続等の状況を確認する。 (2) 当該選択弁に対応する起動装置を操作して確認する。 (3) 各選択弁の開放装置を手動により操作して確認する。	ア　端子盤で接続しているものにあっては端子ネジ部の緩み、端子カバーの脱落等がないこと。また、リード線は損傷及び切断がないこと。 イ　電気操作、手動操作のいずれも作動が確実であること。 ウ　弁の「開」状態を示す機構を有するものにあっては押さえレバー等のロックが確実に外れること。 ※　貯蔵容器等の電気式開放装置と連動しているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
		ガス圧式の開放装置	(1) 開放装置使用機器の圧力に即した試験用ガスを用い、開放装置の操作管接続部分から加圧して確認する。 (2) 加圧源を取り除いたとき選択弁はスプリングの作動又は押えレバー等を操作して確認する。	ア　ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、作動が確実であること。 イ　弁の「開」状態を示す機構を有するもののうち、確認ピンにあっては突出していること。 ウ　押えレバー等にあってはロックが確実に外れること。 ※　加圧試験の際、操作管が貯蔵容器開放装置に接続されているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。

操作管及び逆止弁	外形		目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。 イ　逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。
	機能		操作管から逆止弁を取り外して、試験用ガスにより確認する。	逆止弁の機能が正常であること。
起動装置	手動式起動装置	周囲の状況	目視等により確認する。	ア　操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　当該防護区画内を見とおすことができる防護区画の出入口付近等で、操作した者が容易に退避できる場所に設置されていること。
		操作箱	目視及び扉を開閉操作して確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　確実に固定されており、扉の開閉が容易にできること。 ウ　赤色の塗装のはく離、汚損等がないこと。 エ　警報装置のスイッチとインターロックする前面の扉には、封印が施されていること。
		表示	目視等により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　起動装置の直近の見やすい箇所に「手動式起動装置」の表示が適正にされていること。 ウ　起動装置又はその直近に防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法、保安上の注意事項等の表示が適正にされていること。 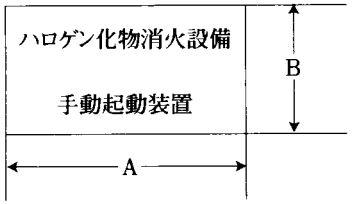 (a)　寸法　A：300mm以上 B：100mm以上 (b)　生地は赤色であること。 (c)　文字は白色であること。 第7－3図
		電源表示灯	目視等により確認する。	正常に点灯しており、その表示が防護区画名若しくは防護対象物名又は白色表示となっていること。
		音響警報起動用スイッチ	目視及び操作箱の扉を開く等して確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み、脱落、リード線の損傷、断線等がないこと。 イ　操作箱の扉を開いたときに当該系統の警報装置が正常に鳴動すること。 ※　警報用スイッチが操作箱の前面扉とインターロックされていないものは、警報用押ボタンの操作等で警報装置が作動すること。

	放出用スイッチ及び非常停止用スイッチ	(1)　貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外した後操作箱の扉を開き、目視により確認する。 (2)　操作箱の放出用スイッチ等を操作して確認する。 (3)　上記試験を再度行い遅延装置の時限範囲内で、非常停止用スイッチ又は非常停止装置を操作して確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み、脱落等がないこと。 イ　非常停止が確実に行えること。 ウ　放出用スイッチ等を操作すると遅延装置が作動し、電気式容器弁開放装置が正常に作動すること。 エ　音響警報装置が作動した後でなければ、放出用スイッチ等を操作しても消火設備が作動しないこと。
	表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。
	保護カバー	目視により確認する。	有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。
自動式起動装置	火災感知装置	自動火災報知設備の機器点検の要領に準じて確認する。	自動火災報知設備の機器点検の要領に準じて判定すること。 ※　受信機又は専用の制御盤にある自動・手動切替装置は、必ず「手動」側にすること。

	自動･手動切替装置	(1) 目視により確認する。 (2) 貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外し、次により確認する。 ① 「自動」の場合、切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ② 「手動」の場合、切替装置を「手動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ③ 防護区画又は防護対象物ごとに前①及び②による機能を確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 切替位置及び切替機能が正常であること。 ウ 自動・手動及び取扱方法の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。 エ 点検の防護区画又は防護対象物の系統に誤りがなく、次の機能が正常であること。 (ｱ) 「自動」の場合 a 警報装置の作動 b 火災表示灯の点灯 c 遅延装置の作動 d 換気装置等の停止 e 容器弁開放装置の作動 (ｲ) 「手動」の場合 a 警報装置の作動 b 火災表示灯の点灯 ※(ｱ) 点検は警報装置、制御装置等の機能点検を兼ねて行うこと。 (ｲ) 装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	自動･手動切替表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。

<table>
<tr><td rowspan="3">警報装置</td><td>外形</td><td>目視等により確認する。</td><td>ア　変形、損傷、脱落等がないこと。
イ　警報装置に適した標識が必要な場所に設けられており、損傷、脱落、汚損等がないこと。
ウ　常時人のいない防火対象物又は局所放出方式以外は、音声による警報装置であること。
①　警報装置が音声の場合
 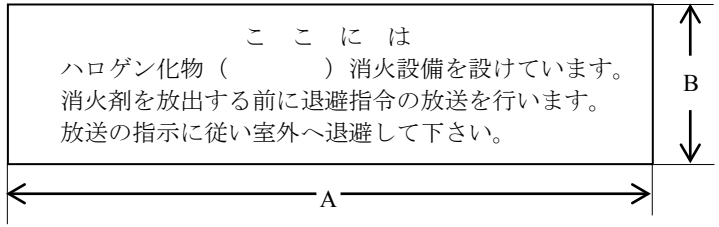

(a)　寸法　A ： 480mm 以上　　B ： 270mm 以上
(b)　生地は黄色、文字は黒色であること。
(c)　字体は丸ゴシック体であること。
(d)　1 文字 25mm^2 以上
※（　　）内には消火剤名が記してある。
②　警報装置がサイレン、ベル等の場合
 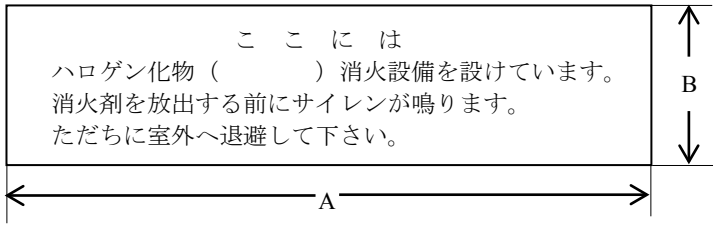

(a)　寸法、生地、文字、字体等は①に同じ。
(b)　音響警報装置がベルのときは、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。
※（　　）内には消火剤名が記してある。
第 7－4 図</td></tr>
<tr><td>音響警報</td><td>(1) 感知器又は手動式起動装置の警報操作を行い確認する。
(2) 音圧は騒音計(A 特性)により確認する。</td><td>ア　正常に鳴動し、音圧は警報装置より約 1m 離れた位置で 90dB 以上であること。
イ　警報系統に誤りがないこと。</td></tr>
<tr><td>音声警報</td><td>音響警報と同じ要領で2回以上行うことにより確認する。</td><td>ア　正常に鳴動し、音圧はスピーカより約 1m 離れた位置で 92dB 以上であること。
イ　警報系統に誤りがないこと。
ウ　起動したときに、必ずサイレン音等の注意音が発せられ、次に退避を呼びかける音声内容となっていること。</td></tr>
</table>

制御盤	周囲の状況	目視により確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設置され、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がなく、適正であること。
	電圧計	目視及び電源電圧計により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	開閉器及びスイッチ類	ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
	表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等がないこと。
	遅延装置	遅延装置の作動時限は手動式起動装置の点検方法により行い、放出起動用押ボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を確認する。	作動時限は20秒以上（ハロン2402及びハロン1211を放射するハロゲン化物消火設備に限る。）であり、設計時の設定値の範囲内であること。 ※　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	自動・手動切替機能	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	切替操作が確実に行えること。
	放出制御機能	目視及び次の操作により確認する。 (1) 手動式起動装置又は制御盤に設けられる入出力端子を用いて、電源線と放出信号回路を短絡させる。 (2) 手動式起動装置又は制御盤の各用途の信号線（音響用・放出起動用・非常停止用等）及び電源線をそれぞれ地絡させる。	ア　放出用起動回路が作動しないこと。 イ　短絡試験にあっては、起動回路短絡等の異常の旨が表示灯により表示されること。 ウ　地絡試験にあっては、起動回路地絡等の異常の旨が表示灯により表示されること。 ※　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	制御盤用音響警報装置		音響警報が確実に作動すること。
	予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
配管等	管及び管継手	目視により確認する。	ア　損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れる等により確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
配管の安全装置等	安全装置	目視により確認する。	変形、損傷、緩み、放出口のつまり等がないこと。
	破壊板	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、腐食等がないこと。

消火剤等排出措置		目視及び所定の操作により確認する。	ア　変形、損傷等がなく、装置等が必要な位置に設けてあること。 イ　自然排気以外のものは、排気装置が確実に作動し、機能が正常であること。
圧力上昇防止措置（HFC-227ea、HFC-23、FK-5-1-12 を放射するものに限る。）		目視及び所定の操作により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　機能が正常であること。
放出表示灯		(1) 目視により確認する。 (2) 圧力スイッチ等を手動で作動させ確認する。	ア　設置場所が適当であり、変形、損傷、脱落、著しい腐食、不鮮明な文字部分等がないこと。 イ　正常に点灯又は点滅すること。 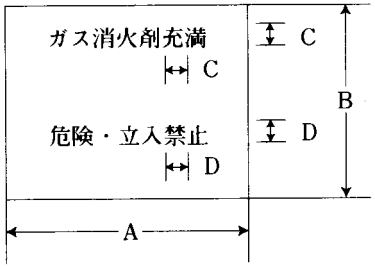 (a)　寸法Ａ：280mm 以上　　Ｂ：80mm 以上 Ｃ：約 35mm　　Ｄ：約 20mm (b)　常時は生地、文字とも白色であること。 (c)　点灯時は生地が白色、文字が赤色で表示すること。 (d)　本体の色調は赤色であること。 第７－５図
噴射ヘッド	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。 イ　防護区画の全域に拡散又は防護対象物を覆うように取り付けられており、取り付け角度の著しい偏向等がないこと。
	放射障害	目視により確認する。	周囲に放射の障害となるものがないこと。
防護区画	区画変更等	目視及び設計図書と照合して確認する。	ア　HFC-23、HFC-227ea 及び FK-5-1-12 以外を放射する設備を設けた区画で階高の 3 分の 2 以下の位置にある開口部で、消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上の危険のあるものは自動閉鎖装置付となっていること。 イ　HFC-23、HFC-227ea 及び FK-5-1-12 以外を放射する設備を設けた区画で自動閉鎖装置を設けない開口部（換気ダクト等を含む。）にあっては、防護容積と階高面積の比率を算出し、法に定められた範囲内であって、消火剤の量が十分であること。 ウ　増・改築、模様替え等による防護区画の容積、開口部等の増減がないこと。 エ　防護区画内の圧力上昇を防止するための措置及び過度の温度低下を防止するための措置を講じているものにあっては、当該措置に変更がないこと。 オ　局所放出方式にあっては、防護対象物の形状、数量、位置等の変更がないこと。
	開口部の自動閉鎖装置	外形	目視及び手動操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　取付けが完全で、扉等の開閉が円滑かつ確実に行えること。 ウ　扉等はストッパー、障害物等がなく、電気式又はガス圧式の自動閉鎖装置を除き常時閉鎖の状態にあること。

		電気で作動するもの	手動式起動装置を操作して確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。 イ　確実に作動し、遅延装置の作動時限の範囲内で閉鎖状態となった後、消火剤が放出されるようになっていること。 ウ　出入口に設けてあるシャッタ等で、他に退避できる別の出入口等がないものにあっては、放出用スイッチ操作後、20 秒以上で設定値の範囲内で閉鎖完了する遅延装置等が設けられ、かつ、シャッタ閉鎖後に消火剤が放出される構造となっていること。 ※ 手動式起動装置を操作するときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		ガス圧で作動するもの	試験用ガスを用い、自動閉鎖装置に通ずる操作管に接続して確認する。なお、試験用ガスに窒素ガス又は空気を用いるときは噴射ヘッドの規定圧力以上に加圧すること。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　確実に作動すること。 ウ　操作管及び自動閉鎖装置等からガス漏れがないこと。 エ　自動閉鎖装置の復帰が、加圧時の圧力を抜くことにより自動的に行われるものにあっては、復帰が確実に行われること。
非常電源（内蔵型のものに限る。）	外形		目視により確認する。	ア　変形、損傷、腐食、き裂等がないこと。 イ　設置位置は換気、通風がよく、塵埃、腐食性ガスの滞留、著しい温度変化等がないこと。 ウ　電槽支持が堅ろうであること。 エ　電解液の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
	表示		目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	端子電圧		(1) 充電回路の蓄電池への端子電圧を充電状態において、電圧計により確認する。 (2) 電池試験用スイッチを操作して、容量を電圧計により確認する。	ア　充電装置の指示範囲内であること。 イ　電池試験用スイッチを約 3 秒間操作して電圧計が安定したときの容量が、規定指示値の範囲内であること。
	切替装置		常用電源を遮断し、電圧計又は電源監視用表示灯により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置		(1) 変圧器、整流器等の機能を回路計等により確認する。 (2) 専用回路になっているかを開閉器の開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、変圧器、整流器からの異常音、異臭、異常な発熱等がないこと。 イ　電流計又は電圧計が規定値を指示していること。 ウ　充電電源監視灯のあるものは、点灯していること。 エ　開閉器の操作により、他の負荷が点灯等されないこと。 オ　過電流遮断器は、操作装置等に適応する容量のものであること。
	結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、焼損、断線、端子の緩み等がないこと。

ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁	周囲の状況	目視により確認する。	使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	格納箱	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　扉の開閉が容易にできること。 ウ　貯蔵容器は、取付枠等に確実に固定されていること。
	ホース	ホースリールから引き出して、目視及び巻尺等により確認する。	ア　変形、損傷、老化、接続部の緩み等がないこと。 イ　ホースリールの根元からホーン（ノズル）先端までの長さは、設置時の状態となっていること。
	ホースリール	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　ホースの引出し、格納（巻戻し）等が円滑に行えること。
	ノズル	目視及び手で触れる等して確認する。	ア　著しい腐食、つまり等がないこと。 イ　握り部分の危害防止のために木製、合成樹脂製であるか又は把手等が設けられ、破損、脱落等がないこと。
	ノズル開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉操作は容易に行えること。 ウ　開閉弁は常時「閉」の状態であること。
表示灯及び標識（移動式に限る。）		目視により確認する。	ア　設置位置が適正であること。 イ　表示灯は、変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、点灯していること。 ウ　移動式のハロンゲン化物消火設備である旨の標識に損傷、脱落、汚損等がなく、適正に取り付けられていること。 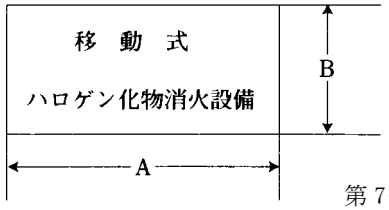 (a)　寸法　A：300mm以上 B：100mm以上 (b)　生地は赤色であること。 (c)　文字は白色であること。 第7－6図

耐震措置	目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

3　総合点検

<table>
<tr><th colspan="3">点検項目</th><th>点検方法</th><th>判定方法（留意事項は※で示す。）</th></tr>
<tr><td rowspan="9">全域放出方式及び局所放出方式</td><td rowspan="6">全域放出方式</td><td>警報装置</td><td rowspan="9">非常電源に切り替えた状態で次により確認する。また、放射区域が２以上あるものにあっては、点検の都度、同一区域への繰返しではなく、放射区域を順次変えて確認する。
(1) 蓄圧式
①　放射に用いる試験用ガスは、窒素ガス又は空気とし、放射量は点検を行う放射区画の消火剤必要貯蔵量の10%相当の量（下記表による設置されている消火剤に対する放射区画の消火剤必要貯蔵量1kgあたりの体積で算定した量の窒素ガス又は空気とすること。）を用いる。ただし、設置消火剤貯蔵容器と同容量の貯蔵容器を使用し、5本を超えないこととする。
<table><tr><th>消火剤</th><th>1kgあたりの体積（ℓ）</th></tr><tr><td>ハロン2402</td><td>9</td></tr><tr><td>ハロン1211</td><td>15</td></tr><tr><td>ハロン1301</td><td>16</td></tr><tr><td>HFC-23</td><td>34</td></tr><tr><td>HFC-227ea</td><td>14</td></tr><tr><td>FK-5-1-12</td><td>8</td></tr></table></td><td rowspan="6">ア　警報装置が確実に鳴動すること。
イ　遅延装置が確実に作動すること。
ウ　開口部等の自動閉鎖装置が正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。
エ　起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。
オ　通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。
カ　放出表示灯が確実に点灯すること。
※(ｱ)　放射区画は完全に換気するまでは中に入らないこと。
(ｲ)　点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。</td></tr>
<tr><td>遅延装置</td></tr>
<tr><td>開口部の自動閉鎖装置</td></tr>
<tr><td>起動装置及び選択弁</td></tr>
<tr><td>配管及び配管接続部</td></tr>
<tr><td>放出表示灯</td></tr>
<tr><td rowspan="3">局所放出方式</td><td>警報装置</td><td rowspan="3">ア　警報装置が確実に鳴動すること。
イ　起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。
ウ　通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。
※(ｱ)　放射区画は完全に換気するまでは中に入らないこと。
(ｲ)　点検終了後、点検時使用した試験用ガス容器は再充てんを行うこと。この場合、試験用ガス容器が高圧ガス保安法に基づく容器検査又は容器再検査を受けて、これに合格したものを使用すること。
(ｳ)　点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。</td></tr>
<tr><td>起動装置及び選択弁</td></tr>
<tr><td>配管及び配管接続部</td></tr>
</table>

			②　点検時には次のものを用意する。 a　試験用ガス容器は、設置貯蔵量容器と同一機構の容器弁を使用したものを用意する。 b　起動用ガス容器を用いる設備にあっては、使用する起動用ガス容器と同一仕様のものを同一本数、点検後の再充てん期間の代替設置用として用意する。 c　集合管部又は容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。 ③　点検に先立ち貯蔵容器部を、次により準備する。 a　制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。 b　放射に使用する試験用ガス容器に容器弁開放装置及び操作管を接続する。 c　放射に使用する試験用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキャップ等で密栓するか、又は容器弁から連結管を取り外し、連結管部をプラグ止めする。 d　操作管にあっては放射用以外の部分を密栓する。 e　上記以外は通常の設備状況であるかを確認する。 f　制御盤等の設備電源を「入」にする。 ④　点検時の起動操作は、次のいずれかにより行う。 a　手動式のものにあっては手動式起動装置を操作することにより起動させる。 b　自動式のものにあっては自動・手動切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により又は受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。 (2) 加圧式 ①　放射に用いる試験用ガスは、窒素ガス又は空気とし、放射量は点検を行う放射区画に必要な薬剤量を放射するに要する加圧用ガスの 10%以上放射して行う。	

			②　点検時には次のものを用意する。 a　点検後、加圧用ガスの再充てん期間の代替設置に用いる加圧用ガス容器を、放射加圧用ガス容器と同一仕様のものを必要本数用意する。 b　起動用ガス容器を用いる設備にあっては、①と同様に必要数用意する。 c　集合管部、容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。 ③　点検に先立ち貯蔵タンク等及び加圧用ガス容器を次により準備する。 a　制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。 b　放射加圧用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキャップ等で密栓するか、又は容器弁開放装置を取り外し容器弁部を密栓する。 c　操作管にあっては放射用以外の部分を密栓する。 d　貯蔵タンク及び加圧用ガス容器部以外は通常の設備状況であるかどうかを確認する。 e　制御盤等の設備電源を「入」にする。 ④　点検時の起動操作は、次のいずれかにより行う。 a　手動式のものにあっては手動式起動装置を操作することにより起動させる。 b　自動式のものにあっては自動・手動切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により又は受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。	
移動式	ノズル開閉弁 ホース及びホース接続部		手動式起動操作部を起動させて、次により確認する。 (1) 試験用ガス（窒素又は空気）による放射は、ユニット５個以内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器と同一仕様の試験用ガス容器１本を用いて行う。 (2) 貯蔵容器の容器弁と連結管の接続部を外す。(2 本共)	ア　指定の容器弁開放装置の作動、ホース引出し及びノズル開閉弁等に異常がなく、試験用ガスが正常に放射されること。 イ　ホース及びホース接続部からの試験用ガスの漏れがないこと。 ※(ｱ)　点検終了後、点検時使用した試験用ガス容器は再充てんを行うこと。この場合、試験用ガス容器が高圧ガス保安法に基づく容器検査又は容器再検査を受けて、これに合格したものを使用すること。 (ｲ)　点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。

		(3) 貯蔵容器1本を試験用ガス容器と取り換える。 (4) 試験用ガス容器と連結管を接続する。 (5) 他の貯蔵容器の容器弁より外した連結管の接続部は密栓等の処置をする。 (6) 貯蔵容器の容器弁に取り付けられている容器弁開放装置を取り外して、試験用ガス容器の容器弁に取り付ける。 (7) 手でホースを全部引き出し、容器弁開放装置を手動操作する。 (8) ノズル開放弁を開放操作する。	

第８　粉末消火設備

１　一般的留意事項

点検時、機器を取り外すものにあっては、点検終了後接続部の緩み、脱落及び封印等の再確認を行うこと。

２　機器点検

点検項目			点検方法	判定方法（留意事項は※で示す。）
蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵容器	周囲の状況	目視及び棒状温度計（ＪＩＳ規格品）により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入できる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。 ウ　直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
		外形	目視により確認する。	ア　貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は、取付枠又は架台に容器押え等により確実に固定されていること。 ウ　容器は規定の本数が設置されていること。
		表示及び標識	目視により確認する。	ア　貯蔵容器の設置場所には、「粉末消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所（高圧ガス300㎥）に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
	消火剤量		次の方法により確認する。 (1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置、連結管、操作管及び容器押えを取り外す。 (2) 秤の上に乗せ計量する。 (3) 消火剤量は測定値から、容器弁（サイフォン管を含む。）及び容器の質量を差し引いた値とする。	ア　所定の消火薬剤が規定量以上貯蔵されていること。 イ　異物の混入、変質、固化等がなく、かつ、手で握ってケーキングしても床上50cmの高さから落下させた場合、砕けること。 ※　温度40℃以上、湿度60%を超える場合は、点検を見合わせること。
	容器弁	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。

		容器弁の安全性（蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後１５年を経過したもの及び当該点検を実施後１５年を経過したものについては、２０年までに行うこと。）	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成21年3月31日付け消防予第132号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ①　外観点検 ②　構造、形状、寸法点検 ③　耐圧点検 ④　気密点検 ⑤　安全装置等作動点検 ⑥　表示点検	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成21年3月31日付け消防予第132号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する判定方法による。
	容器弁開放装置	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ　容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 エ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部に著しい錆がないこと。 オ　安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
		電気式の容器弁開放装置	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状況を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して作動を確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　正常に復旧できること。 ※(ｱ)　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。 (ｲ)　作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。
		ガス圧式の容器弁開放装置	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針又はカッター等を手で引っぱり確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に、変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
	指示圧力計		目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指針が緑色範囲内にあること。 ※　指針がゼロ点の位置にある場合は、消火剤量の点検を行うこと。

	バルブ類		目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。
	連結管及び集合管		目視およびスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がないこと。 イ　確実に接続されていること。
加圧式粉末消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵タンク	周囲の状況	目視及び棒状温度計（ＪＩＳ規格品）により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入できる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。 ウ　直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
		外形	目視により確認する。	ア　貯蔵タンク、貯蔵容器等は変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は取付枠等に確実に固定されていること。
		表示及び標識	目視により確認する。	ア　貯蔵タンクの設置場所には、「粉末消火剤貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により高圧ガス貯蔵所（高圧ガス300m^3）に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
		安全装置	目視により確認する。	放出口のつまり、損傷等がないこと。
	消火剤量		目視又は秤を用いて確認する。	所定の消火剤が規定量以上貯蔵されていること。
	放出弁		(1) 目視及びスパナ等により確認する。 (2) 開閉機能を試験用ガスを用いて確認する。 (3) 試験用ガスを用いて操作管接続部分から加圧し、ガス漏れの有無を確認する。	ア　変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。 イ　開閉機能が正常であること。 ウ　ガス漏れがないこと。
	放出弁開放装置	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がないこと。
		電気式の放出弁開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜きとり手動で操作して確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後の復元は、通電を遮断又は復旧操作により確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　作動及び復元作動は正常であること。 ※　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。

			ガス圧式の放出弁開放装置	(1) 放出弁に装着されている放出弁開放装置を取り外し、ピストンロッド及び破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜きとり手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針又はカッター等を手で引っぱり確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に、変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
	バルブ類			目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ※　点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。
	加圧用ガス容器等	加圧用ガス容器	周囲の状況	目視及び温度計（ＪＩＳ規格品）により確認する。	ア　防護区画以外で防護区画を通らないで出入りできる場所であること。 イ　湿度が著しく高くなく、周囲温度は40℃以下であること。 ウ　直射日光、雨水等の影響を受けるおそれがないこと。 エ　設置場所には照明設備、明り窓等が設けられていて、周囲に障害物がなく、整理、整とんされ、円滑な操作及び点検が行えるスペースが確保されていること。
			外形	目視により確認する。	ア　加圧用ガス容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、著しい腐食、錆、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は取付枠又は架台に容器押え等により確実に固定されていること。 ウ　容器は規定の本数が設置され、容器の番号は維持台帳の番号と一致していること。
			表示	目視により確認する。	ア　貯蔵容器の設置場所には、「窒素ガス貯蔵容器置場」等の表示が適正にされており、損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　高圧ガス保安法により、高圧ガス貯蔵所（高圧ガス300m^3）に該当するものにあっては、同法令に定められた標識等が適正に設けられていること。
		ガス量		次の手順により確認する。 (1) 窒素ガスを用いるもの ①　圧力調整器のあるものにあっては二次側に取り付けられている点検コック等を閉鎖して、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置を電気又はガス圧により作動させて開放し、圧力調整器の一次側圧力計の指針を読み取る。 ②　封板式のものにあっては、重量測定又は検圧治具を用いて圧力測定する。	ア　窒素ガスを用いるものにあっては、消火剤1kgにつき温度35℃で0 MPaの状態に換算した体積が40ℓ以上であること。 イ　二酸化炭素を用いるものにあっては、消火剤1kgにつき20g以上であること。

				(2) 二酸化炭素を用いるもの ① スパナ、レンチ等により連結管、固定用押え等を取り外し、加圧用ガス容器を取り出す。 ② 容器ごと計量器にのせ総重量を計る。 ③ 総重量から容器重量及び開放装置の重量を引く。	
		容器弁	外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
			容器弁の安全性（加圧用ガス容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後１５年を経過したもの及び当該点検を実施後１５年を経過したものについては、２０年までに行うこと。）	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧点検 ④ 気密点検 ⑤ 安全装置等作動点検 ⑥ 表示点検	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 132 号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する判定方法による。
		容器弁開放装置	外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ 手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 エ 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。

			電気式の容器弁開放装置	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動式起動装置等を操作して電気的作動の状態を確認する。 (3) 安全ピン又はロックピン等を抜き取り手動で操作して作動を確認する。 (4) 端子部分のカバーを外し、ドライバー等により確認する。 (5) 作動後は、通電の遮断又は復旧操作を行い復旧の状態を確認する。	ア　破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ　規定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ　正常に復旧できること。 ※(ｱ)　手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。 (ｲ)　作動後の復旧は、制御回路の復旧操作後に行うこと。
			ガス圧式の容器弁開放装置	(1) 容器弁に装着されている容器弁開放装置を取り外し、ピストンロッド破開針又はカッターを目視により確認する。 (2) 手動操作の機能を有するものにあっては、安全ピン等を抜き取り手動により作動させ、破開針又はカッター等の作動、スプリング等による復元状態を確認する。 (3) ガス圧のみで作動するものにあっては、破開針又はカッター等を手で引っぱり確認する。 (4) バルブ開放式の場合は、手動によりバルブを開放して確認する。	ア　ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ　作動及び復元作動は正常であること。
		圧力調整器		目視及び次の操作により確認する。 圧力調整器の二次側に取り付けられている点検コックまたはこれにかわる弁を閉止し、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置をガス圧又は電気により作動させて開放し、圧力計の指度及び指針の作動を確認する。	ア　変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、容器弁等に確実に固定されていること。 イ　一次側圧力計の指針が円滑で所定圧力を示すこと。 ウ　二次側圧力計の指針が円滑で所定圧力値を示し機能が正常であること。
	連結管及び集合管			目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。

<table>
<tr>
<td></td>
<td>定圧作動装置</td>
<td colspan="2">目視及び次の手順により確認する。
(1) 封板方式
封板の変形等を目視により確認する。
(2) スプリング方式
① 試験用ガス（窒素又は空気(以下同じ)）容器に圧力調整器を接続したものと定圧作動弁を銅管で接続する。
② 試験用ガス容器のバルブを開く。
③ 圧力調整器の調整ハンドルを回して調整圧力 0 MPa から少しずつ上昇させて遊動子を作動させる。
(3) 圧力スイッチ方式
① 試験用ガス容器に圧力調整器を接続したものと定圧操作弁を銅管で接続する。
② 試験用ガス容器のバルブを開く。
③ 圧力調整器の調整ハンドルを回して調整圧力 0 MPa から少しずつ上昇させて接点が閉じたときの圧力値を読み取る。
(4) 機械的方式
① 試験用ガス容器に圧力調整器を接続したものと定圧操作弁を銅管で接続する。
② 試験用ガス容器のバルブを開く。
③ 圧力調整器の調整ハンドルを回して調整圧力 0 MPa から少しずつ上昇させてバルブロックが解除する圧力値を読み取る。
 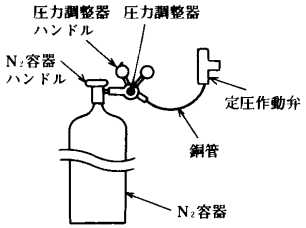

第 8－2 図
(5) 時限リレー方式
手動によりタイマーを作動させてその時間を測定する。</td>
<td>ア 変形、損傷等がないこと。
イ 封板方式にあっては､変形、損傷等がないこと。
ウ スプリング方式にあっては、設定圧力値どおり遊動子が作動すること。
エ 圧力スイッチ方式にあっては、設定圧力値どおり接点が閉じること。
オ 機械的方式にあっては、設定圧力値どおりバルブロックが解除すること。
カ 時限リレー方式にあっては、設定時間どおり作動すること。
 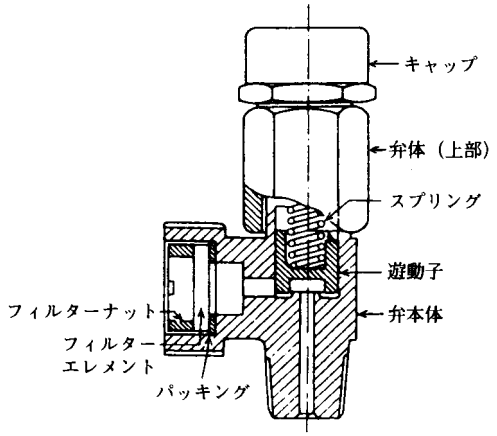

第 8－1 図 定圧作動装置（スプリング方式）の例</td>
</tr>
<tr>
<td rowspan="2">起動用ガス容器等</td>
<td rowspan="2">起動用ガス容器</td>
<td>外形</td>
<td>目視等により確認する。</td>
<td>ア 変形、損傷、著しい腐食、塗装のはく離等がなく、収納箱及び容器が確実に固定されていること。
イ 容器収納箱に設けられているものにあっては、扉の開閉が容易にできること。</td>
</tr>
<tr>
<td>表示</td>
<td>目視等により確認する。</td>
<td>ア 損傷、脱落、汚損等がないこと。
イ 収納箱の表面には、当該防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法を明記した説明板が適正に設けられていること。</td>
</tr>
</table>

	ガス量		次の手順により確認する。 (1) 容器弁装着している容器弁開放装置、操作管等を取り外し、容器収納箱から取り出す。 (2) 適切な秤量及び精度をもつバネ秤又は秤量計を用いて起動用ガス容器の質量を測定する。 (3) 容器に取り付けの銘板又は刻印質量または質量票により確認する。	二酸化炭素の量は、記載質量と計量質量の差が充てん量の10%以内であること。 ※(ｱ) 結果は質量票、点検票等に容器番号、充てん量を記録しておくこと。 (ｲ) 二酸化炭素の充てん比は1.5以上であること。
	容器弁	外形	目視等により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。
		容器弁の安全性（起動用ガス容器の封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後１５年を経過したもの及び当該点検を実施後１５年を経過したものについては、２０年までに行うこと。）	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成21年3月31日付け消防予第132号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する点検方法に従い、以下の項目を確認する。 ① 外観点検 ② 構造、形状、寸法点検 ③ 耐圧点検 ④ 気密点検 ⑤ 安全装置等作動点検 ⑥ 表示点検	「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（平成21年3月31日付け消防予第132号）」別添３「不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領」に規定する判定方法による。
	容器弁開放装置	外形	目視等により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ ガス圧式のものにあっては、操作管との接続部分の緩み、脱落等がないこと。 ウ 手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 エ 容器弁開放装置は容器弁本体に確実に取り付けられていること。 オ 安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。
		電気式の容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し、操作電圧の印加及び手動操作により確認する。	ア 破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 端子の緩み、リード線の損傷、断線等がないこと。 ウ 所定の電圧により円滑に作動し、手動操作が確実に行えること。 エ 通電を遮断したとき又は復旧操作をしたとき正常に復元すること。 ※ 手動式起動装置を操作するときは、必ずすべての電気式容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		手動式の容器弁開放装置	容器弁開放装置を取り外し（ハンドル等の操作により直接手動開放するものを除く。）目視及び手動操作等により確認する。	ア ピストンロッド及び破開針又はカッター等に変形、損傷等がないこと。 イ 手動操作部の安全ピン及び封印が迅速に離脱できること。 ウ 作動が確実であること。
選択弁	本体	外形	目視及び接続部の状況をスパナ等により確認する。	ア 変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。 イ 防護区画以外の場所に設けられていること。

		表　　示	目視により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　直近に選択弁である旨及び当該防護区画名又は防護対象物名並びにその取扱方法を記載した標識、説明板等が適正に設けられていること。
		機　　能	目視及び手動操作等により確認する。	開閉機能が正常であること。
	開放装置	外　　形	目視等により確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がなく、選択弁に確実に取り付けられていること。 イ　手動操作には、カバー、ロックピン等が装着され、封印が施されていること。
		電気式の開放装置	(1) 端子部分のカバーを外し端末処理、結線接続等の状況を確認する。 (2) 当該選択弁に対応する起動装置等を操作して開放装置を作動させ確認する。 (3) 各選択弁の開放装置を手動により操作して確認する。	ア　端子盤で接続しているものにあっては端子ネジ部の緩み、端子カバーの脱落等がないこと。また、リード線は損傷及び切断がないこと。 イ　電気操作、手動操作のいずれも作動が確実であること。 ウ　弁の「開」状態を示す機構を有するものにあっては押えレバー等のロックが確実に外れること。 ※　貯蔵容器等の電気式開放装置と連動しているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
		ガス圧式の開放装置	(1) 開放装置使用機器の圧力に即した試験用ガスを用い、開放装置の操作管接続部分から加圧して確認する。 (2) 加圧源を取り除いたとき選択弁はスプリングの作動又は押えレバー等を操作して復帰の状態を確認する。	ア　ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、作動が確実であること。 イ　弁の「開」状態を示す機構を有するもののうち、確認ピンにあっては突出していること。 ウ　押えレバー等にあってはロックが確実に外れること。 ※　加圧試験の際、操作管が貯蔵容器開放装置に接続されているものは、必ずその開放装置を容器弁から取り外しておくこと。
操作管及び逆止弁	外　　形		目視及びスパナ等により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み等がなく、確実に接続されていること。 イ　逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が設置図面どおり適正に設けられていること。
	機　　能		操作管から逆止弁を取り外して、試験用ガスにより確認する。	逆止弁の機能が正常であること。
起動装置	手動式起動装置	周囲の状況	目視により確認する。	ア　操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　当該防護区画内を見とおすことができる防護区画の出入口付近等で、操作した者が容易に退避できる場所に設置されていること。
		操作箱	目視及び扉を開閉操作して確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　確実に固定されており、扉の開閉が容易にできること。 ウ　赤色の塗装のはく離、汚損等がないこと。 エ　警報装置のスイッチとインターロックする前面の扉には、封印が施されていること。

		表　　示	目視により確認する。	ア　損傷、脱落、汚損等がないこと。 イ　起動装置の直近の見やすい箇所に「手動式起動装置」の表示が適正にされていること。 ウ　起動装置又はその直近に防護区画名又は防護対象物名及び取扱方法、保安上の注意事項等の表示が適正にされていること。 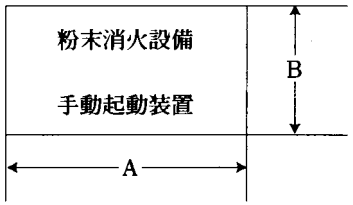 (a)　寸法　A：300mm以上 B：100mm以上 (b)　生地は赤色であること。 (c)　文字は白色であること。 第 8－3 図
		電　　源 表 示 灯	目視により確認する。	正常に点灯しており、その表示が防護区画名若しくは防護対象物名又は白色表示となっていること。
		音響警報起動スイッチ	目視及び操作箱の扉を開く等して確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み、脱落、リード線の損傷、断線等がないこと。 イ　操作箱の扉を開いたときに当該系統の警報装置が正常に鳴動すること。 ※　警報用スイッチが操作箱の前面扉とインターロックされていないものは、警報用押ボタンの操作等で警報装置が鳴動すること。
		放出用スイッチ及び非常停止用スイッチ	(1) 貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁から取り外した後操作箱の扉を開き、目視により確認する。 (2) 操作箱の放出用スイッチ等を操作して確認する。 (3) 上記試験を再度行い遅延装置の時限範囲内で、非常停止用スイッチ又は非常停止装置を操作して確認する。	ア　変形、損傷、端子の緩み、脱落等がないこと。 イ　非常停止が確実に行えること。 ウ　放出用スイッチ等を操作すると遅延装置が作動し、電気式容器弁開放装置が正常に作動すること。 エ　放出用スイッチ等は警報操作を行った後でなければ操作できないこと。
		表 示 灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。 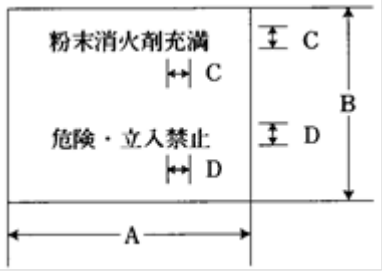 (a)　寸法A：280mm 以上　　B：80mm 以上 C：約 35mm　　D：約 20mm (b)　常時は生地、文字とも白色であること。 (c)　点灯時は生地が白色、文字が赤色で表示すること。 (d)　本体の色調は赤色であること。 第 8－4 図
		保護カバー	目視により確認する。	有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。

	自動式起動装置	火災感知装置	自動火災報知設備の点検の要領に準じて確認する。	自動火災報知設備の機器点検の点検要領判定方法に準じて判定すること。 ※　受信機又は専用の制御盤にある自動・手動切替装置は、必ず「手動」側にすること。
		自動・手動切替装置	(1) 目視により確認する。 (2) 貯蔵容器用又は起動用ガス容器用の容器弁開放装置を容器弁からすべて取り外し、次により確認する。 ①　「自動」の場合、切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ②　「手動」の場合、切替装置を「手動」側に切り替えて、感知器又は受信機内の感知器回路の端子を短絡させる。 ③　防護区画又は防護対象物ごとに前①及び②による機能を確認する。	ア　変形、損傷、脱落等がないこと。 イ　切替位置及び切替機能が正常であること。 ウ　自動・手動及び取扱方法の表示に汚損、不鮮明な部分がなく、適正になされていること。 エ　点検の防護区画又は防護対象物の系統に誤りがなく、次の機能が正常であること。 (ｱ)　「自動」の場合 a　警報装置の手動 b　火災表示灯の点灯 c　遅延装置の作動 d　換気装置等の停止 e　容器弁開放装置の作動 (ｲ)　「手動」の場合 a　警報装置の鳴動 b　火災表示灯の点灯 ※(ｱ)　点検は警報装置、制御装置等の機能点検を兼ねて行うこと。 (ｲ)　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		自動・手動切替表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。

<table>
<tr>
<td rowspan="3">警報装置</td>
<td>外形</td>
<td>目視により確認する。</td>
<td>ア　変形、損傷、脱落等がないこと。
イ　警報装置に適した標識が必要な場所に設けられており、損傷、脱落、汚損等がないこと。
ウ　常時人のいない防火対象物又は局所放出方式以外は、音声による警報装置であること。

①　警報装置が音声の場合
 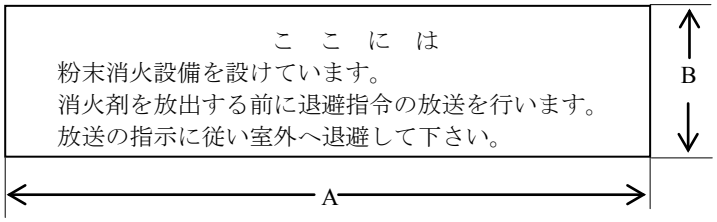

(a)　寸法　A：480㎜以上　　B：270mm以上
(b)　生地は黄色、文字は黒色であること。
(c)　字体は丸ゴシック体であること。
(d)　1文字25mm^{2}以上

②　警報装置がサイレン、ベル等の場合
 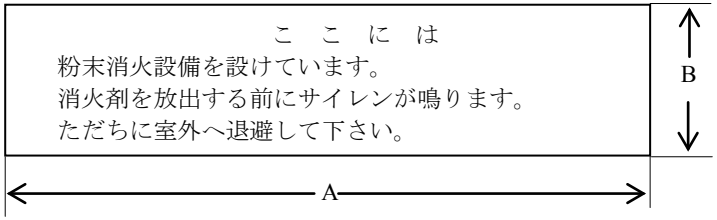

(a)　寸法、生地、文字、字体等は①に同じ。
(b)　音響警報装置がベルのときは、文中の「サイレン」を「ベル」と書き替えるものとする。
第8－5図</td>
</tr>
<tr>
<td>音響警報</td>
<td>(1) 感知器又は手動式起動装置の警報操作を行い確認する。
(2) 音圧は騒音計(A特性)により確認する。</td>
<td>ア　正常に鳴動し、音圧は警報装置より約1m離れた位置で90dB以上であること。
イ　警報系統に誤りがないこと。</td>
</tr>
<tr>
<td>音声警報</td>
<td>音響警報と同じ要領で2回以上行うことにより確認する。</td>
<td>ア　正常に鳴動し、音圧はスピーカより約1m離れた位置で92dB以上であること。
イ　警報系統に誤りがないこと。
ウ　起動したとき音声警報は、必ずサイレン音等の注意音が発せられ、次に退避を呼びかける音声内容となっていること。</td>
</tr>
</table>

制御盤	周囲の状況	適正であることを確認する。	火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設置され、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	ア　スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ　銘板等がはがれていないこと。
	電圧計	目視及び電源電圧計により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	開閉器及びスイッチ類	ドライバー等及び開閉操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み、発熱等がないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　所定の種類及び容量のものが使用されていること。
	継電器	目視及びスイッチ等の操作により継電器を作動させ機能を確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ　確実に作動すること。
	表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯又は点滅すること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。
	遅延装置	遅延装置の作動時限は手動式起動装置の点検方法により行い、放出用スイッチ操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を確認する。	作動時限は20秒以上で、設計時の設定値の範囲内であること。 ※　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
	自動・手動切替機能	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	切替操作が確実に行えること。
	予備品等	目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
配管等	管及び管継手	目視により確認する。	ア　損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れることにより確認する。	脱落、曲がり、緩み等がないこと。
配管の安全装置等	安全装置	目視により確認する。	変形、損傷、緩み、放出口のつまり等がないこと。
	破壊板	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、腐食等がないこと。
放出表示灯		(1) 目視により確認する。 (2) 圧力スイッチ等を手動で作動させるか、又は制御盤内の表示回路の端子を短絡させる等により確認する。	ア　設置場所が適正であり、変形、損傷、脱落、著しい腐食、不鮮明な文字部分等がないこと。 イ　正常に点灯又は点滅すること。
噴射ヘッド	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。 イ　防護区画の全域に拡散又は防護対象物を覆うように取り付けられており、取り付け角度の著しい偏向等がないこと。
	放射障害	目視により確認する。	周囲に放射の障害となるものがないこと。

防護区画	区画変更等		目視及び設計図書と照合して確認する。	ア　階高の3分の2以下の位置にある開口部で、消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上の危険のあるものは自動閉鎖装置付となっていること。 イ　自動閉鎖装置を設けない開口部（換気ダクト等を含む。）にあっては、防護容積と開口面積の比率を算出し、法に定められた範囲内であって、消火剤の量が十分であること。 ウ　増・改築、模様替え等による防護区画の容積及び開口部等の増減がないこと。 エ　局所放出方式にあっては、防護対象物の形状、数量、位置等の変更がないこと。
	開口部の自動閉鎖装置	外形	目視及び手動により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　取り付けが完全で開閉が円滑かつ確実に行えること。 ウ　扉はストッパー、障害物等がなく、電気式又はガス圧式の自動閉鎖装置を除き、常時閉鎖の状態にあること。
		電気で作動するもの	手動式起動装置を操作して確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。 イ　確実に作動し、遅延装置の作動制限の範囲内で閉鎖状態となること。 ウ　出入口に設けてあるシャッタ等で、他に退避できる別の出入口等がないものにあっては、放出用スイッチ操作後、20秒以上で設計時の設定値の範囲内で閉鎖完了する遅延装置等が設けられ、かつ、シャッタ閉鎖後に消火剤が放出される構造となっていること。 ※　手動式起動装置を操作するときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		ガス圧で作動するもの	試験用ガスを用い、自動閉鎖装置に通ずる操作管に接続し、確認する。なお、試験用ガスに窒素ガス又は空気を用いるときは、噴射ヘッドの規定の放射圧力以上で加圧すること。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　確実に作動すること。 ウ　操作管及び自動閉鎖装置等からガス漏れがないこと。 エ　自動閉鎖装置の復帰が、加圧時の圧力を抜くことにより自動的に行われるものにあっては、復帰が確実に行われること。
非常電源（内蔵型のものに限る。）	外形		目視により確認する。	ア　変形、損傷、腐食、き裂等がないこと。 イ　設置位置は換気、通風がよく、塵埃、腐食性ガスの滞留、著しい温度変化等がないこと。 ウ　電槽支持が堅ろうであること。 エ　電解液の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
	表示		目視により確認する。	ア　所定の電圧値及び容量の表示が適正であること。 イ　消防庁長官が定める基準に適合するもの又は、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定合格証が貼付されていること。
	端子電圧		(1) 充電回路の蓄電池への端子電圧を充電状態において、電圧計により確認する。 (2) 電池試験用スイッチを操作して、容量を電圧計により確認する。	ア　充電装置の指示範囲内であること。 イ　電池試験用スイッチを約3秒間操作して電圧計が安定したときの容量が、規定指示値の範囲内であること。
	切替装置		常用電源を遮断し、電圧計又は電源監視用表示灯により確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

	充電装置	(1) 変圧器、整流器等の機能を回路計等により確認する。 (2) 専用回路となっているかを開閉器の開閉操作により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食、変圧器、整流器からの異常音、異臭、異常な発熱等がないこと。 イ　電流計又は電圧計が規定値を指示していること。 ウ　充電電源監視灯のあるものは、点灯していること。 エ　開閉器の操作により、他の負荷が点灯等されないこと。 オ　過電流遮断器は、操作装置等に適応する容量のものであること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、焼損、断線、端子の緩み等がないこと。
ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	格納箱	目視により確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　扉の開閉が容易にできること。 ウ　貯蔵容器は、取付枠等に確実に固定されていること。
	ホース	ホースリールから引き出して、目視及び巻尺等により確認する。	ア　変形、損傷、老化、接続部の緩み等がないこと。 イ　ホースリールの根元からホーン（ノズル）先端までの長さは、設置時の状態となっていること。
	ホースリール	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　ホースの引出し、格納（巻戻し）等が円滑に行えること。
	ノズル	目視及び手で触れる等して確認する。	ア　著しい腐食、つまり等がないこと。 イ　握り部分の危害防止のために木製、合成樹脂製であるか又は把手等が設けてあり、破損、脱落等がないこと。
	ノズル開閉弁	目視及び手で操作することにより確認する。	ア　変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　開閉操作は容易で円滑に行えること。 ※　開閉弁は常時「閉」の状態であること。
表示灯及び標識（移動式に限る。）		目視により確認する。	ア　設置位置が適正であること。 イ　表示灯は、変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。 ウ　移動式の粉末消火設備である旨の標識に損傷、脱落、汚損等がなく、適正に取り付けられていること。 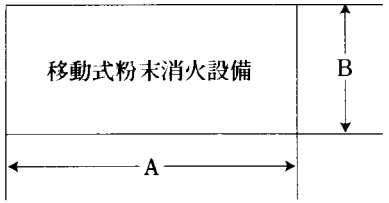 (a)　寸法　A：300mm以上 B：100mm以上 (b)　生地は赤色であること。 (c)　文字は白色であること。 第8－6図
耐震措置		目視及びスパナ等により確認する。	ア　可とう式管継手等に漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　アンカーボルト、ナット等に、変形、損傷、緩み、脱落、著しい腐食等がないこと。 ウ　壁又は床部分の貫通部分の間隙、充てん部については、施工時の状態が維持されていること。

2　総合点検

<table>
<tr><th colspan="3">点　検　項　目</th><th>点　検　方　法</th><th>判　定　方　法（留意事項は※で示す。）</th></tr>
<tr><td rowspan="8">全域放出方式及び局所放出方式</td><td rowspan="6">全域放出方式</td><td>警報装置</td><td rowspan="8">非常電源に切り替えた状態で次により確認する。また、放射区域が2以上あるものにあっては、点検の都度、同一区域への繰返しではなく、放射区域を順次変えて確認する。
(1) 加圧式
①　放射に用いる試験用ガスの量は、点検を行う放射区域の必要消火剤量を放射するのに要する加圧用ガスの10%（端数切上げ本数とする。）以上で、設置されている加圧用ガス容器を用いる。
②　点検時には次のものを用意する。
a　点検後、加圧用ガスの再充てん期間の代替設置に用いる加圧用ガス容器を、放射加圧用ガス容器と同一仕様のものを必要本数用意する。
b　起動用ガス容器を用いる設備にあっては、①と同様に必要数用意する。
c　集合管部、容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。
③　点検に先立ち貯蔵タンク等及び加圧用ガス容器を次により準備する。
a　制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。
b　放射加圧用ガス容器以外のものは、連結管を取り外し集合管部をキャップ等で密栓するか、又は容器弁開放装置を取り外し容器弁部を密栓する。
c　操作管にあっては放射用以外の部分を密栓する。
d　貯蔵タンクに設けられるクリーニング操作用の弁のみ「開」とする。
e　貯蔵タンク及び加圧用ガス容器以外は通常の設備状況であるかどうかを確認する。
f　制御盤等の設備電源を「入」にする。</td><td rowspan="2">ア　警報装置が確実に鳴動すること。
イ　遅延装置が確実に作動すること。
ウ　開口部等の自動閉鎖装置が正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。
エ　起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。
オ　通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。
カ　放出表示灯が確実に点灯又は点滅すること。
※(ｱ)　放射区域は完全に薬剤が沈下し、かつ、換気するまでは中に入らないこと。
(ｲ)　点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。</td></tr>
<tr><td>遅延装置</td></tr>
<tr><td>開口部の自動閉鎖装置等</td></tr>
<tr><td>起動装置及び選択弁</td></tr>
<tr><td>配管及び配管接続部</td></tr>
<tr><td>放出表示灯</td></tr>
<tr><td rowspan="3">局所放出方式</td><td>警報装置</td><td rowspan="3">ア　警報装置が確実に鳴動すること。
イ　起動装置及び選択弁が確実に作動し、試験用ガスが放射されること。
ウ　通気状態で配管からの試験用ガスの漏れがないこと。
※(ｱ)　放射区画は完全に薬剤が沈下し、かつ、換気するまでは中に入らないこと。
(ｲ)　点検終了後は、すべて確実に元どおりにしておくこと。</td></tr>
<tr><td>起動装置及び選択弁</td></tr>
<tr><td>配管及び配管接続部</td></tr>
</table>

			④　点検時の起動操作は、次のいずれかにより行う。 a　手動式のものにあっては手動式起動装置を操作することにより起動させる。 b　自動式のものにあっては自動・手動切替装置を「自動」側に切り替えて、感知器の作動により又は受信機若しくは制御盤の感知器回路の端子を短絡させることにより起動させる。 (2) 蓄圧式 ①　放射に用いる試験用ガスの量は、点検を行う放射区画に必要消火剤量を放射するに要する蓄圧用ガスの10%以上で、クリーニング用に設置されたものを用いて行う。 ②　点検時には次のものを用意する。 a　点検後、クリーニング用ガスの再充てん期間の代替設置に用いるクリーニング用ガス容器を、放射クリーニング用ガス容器と同一仕様のものを必要本数用意する。 b　起動用ガス容器を用いる設備にあっては、①と同様に必要数用意する。 c　容器弁部及び操作管部の密栓に用いるキャップ又はプラグを必要数用意する。 ③　点検に先立ち貯蔵容器等、起動装置及びクリーニング用ガス容器を次により準備する。 a　制御盤等の設備電源を一時的に遮断する。 b　貯蔵容器等の容器弁開放装置等を取り外し容器弁部を密栓する。 c　容器弁又は放出弁に至る操作管にあっては一時的に取り外し密栓する。 d　クリーニング用ガス容器をクリーニング回路の配管に接続する。 e　貯蔵容器等及び起動装置部以外は通常の設備状況であるかどうかを確認する。 f　制御盤等の設備電源を「入」にする。 ④　点検時の起動操作は、加圧式に準じて行う。	
移動式	ノズル開閉弁		手動式起動操作部を起動させて、次により確	ア　指定の容器弁開放装置の作動、ホース引出し及びノズル開閉弁等に異常がな

	ホース及びホース接続部	認する。 (1) 試験用ガスによる放射は、ユニット 5 個以内ごとに任意のユニットで加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器1本の試験用ガスを放射して行う。 (2) 点検後、加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器の再充てんの期間の代替設置に用いる容器は、該当するそれぞれの容器と同一仕様のものを 1 本用意する。 (3) 放射に用いる加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器をクリーニング回路に接続する。 (4) 手でホースを全部引き出し、容器弁開放装置を手動操作する。 (5) ノズル開閉弁を開放操作する。	く、試験用ガスが正常に放射されること。 イ　ホース及びホース接続部からの試験用ガスの漏れがないこと。 ※(ｱ)　点検終了後、点検時使用した加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器は、代替容器に取り替え、再充てんを行うこと。この場合、設置用加圧用ガス容器又はクリーニング用ガス容器については、高圧ガス保安法に基づく容器の再検査を受け、これに合格したものに再充てんすること。 (ｲ)　点検終了後は、すべて確実に復元しておくこと。